

議案番号	第1号
審議 年月日	2017. 3. 29 (第19次)

議
決
事
項

2017 年度国家知的財産施行計画（案）

国家知識財産委員会

提出者	企画財政部長官 ユ・イルホ 未来創造科学部長官 チェ・ヤンヒ 統一部長官 ホン・ヨンピョ 行政自治部長官 ホン・ユンシク 農林畜産食品部長官 キム・ジェス 保健福祉部長官 チョン・ジニョプ 国土交通部長官 カン・ホイン 国家情報院長 イ・ビョンホ 放送通信委員長 チェ・ソンジュン 金融委員長 イム・ジョンリョン 農村振興庁長 チョン・ファンゲン 文化財庁長 ナ・ソンファ 特許庁長 チェ・ドンギユ	教育部長官 イ・ジュンシク 外交部長官 ユン・ビョンセ 法務部長官 空席 文化体育観光部長官 空席 産業通商資源部長官 チュ・ヒョンフ アン 環境部長官 チョ・ギョンギユ 海洋水産部長官 キム・ヨンソク 国務調整室長 イ・ソクジュン 公正取引委員長 チョン・ジェチャン 関税庁長 チョン・ホンウク 山林庁長 シン・ウォンソプ 中小企業庁長 チュ・ヨンソプ 気象庁長 コ・ユンファ 17の市・道知事
提出年月日	2017. 3. 27	

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2017年度国家知的財産施行計画（案）」を
ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(http://www.ipkorea.go.kr/policy/trial_plan.do)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

1. 議決主文

- 「第2次国家知的財産基本計画（17～21）」の年度別履行計画である「2017年度国家知的財産施行計画（案）」を別紙のように議決する。

2. 提案理由

- 「知的財産基本法（第9条）」に基づき、関係中央行政機関及び広域地方自治体の推進計画を総合して2017年度施行計画を策定・推進する。

3. 主要内容

① 2017年度国家知的財産施行計画の概要

- （課題）「第2次国家知的財産基本計画」で提示した5大戦略（*）及び20の核心課題の下、今年、推進する82の細部課題からなる。

- *①高品質 IP 創出及び事業化の活性化、
 - ②中小企業の IP 競争力向上及び保護強化、
 - ③グローバル市場における IP 活動への支援強化、
 - ④デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化、
 - ⑤IP エコシステムの基盤強化

- （予算）基本計画期間（17～21）の予算（計4兆700億ウォン）のうち、2017年に6,429億ウォンを投資する。

② 2017年度国家知的財産施行計画の重点方向

- 第2次基本計画を履行する初年度であるため、基本計画の円滑な履行に必要な制度整備及び現場のニーズが高い課題に重点を置く。

※R&D と IP 戦略間の連携、中小企業の IP 戦略支援、中小企業のアイデア・技術の侵害根絶、IP 紛争の予防及び解決、オンライン上の著作権侵害対応、IP 金融及びサービス業の育成など

- 特に、第4次産業革命に先んじて対応するために必要な分野に国レベルの IP 戦略（*）を策定し、関係部処のリソースを集中させる。

*第4次産業革命に備え、新技術分野の IP 中期戦略、将来の IP イシュー分析及び対応戦略などを策定する。

③ 2017年度国家知的財産施行計画の主要内容

- （戦略1）高品質 IP 創出及び事業化の活性化
- （国家 IP 中期戦略策定）「第4次産業革命」に備えた新技術分野における競争力のある源泉特許及び標準特許を確保する戦略を提示する。（知財委）

※新技術分野選定（AI、IoT、自動運転車、AR/VR など）（4月）⇒特許及び技術標準動

向、先進国レベルから見た技術水準などの分析（6月）⇒「標準特許」及び「源泉特許」の確保戦略を提示（10月）

- 政府 IP 予算配分、新技術 R&D 企画、出捐（研）IP 戦略などに活用
- （IP 戦略と R&D 連携）大型 R&D 事業に特許専門担当官を導入、R&D 直接費に特許費用を計上、R&D 全段階（企画－遂行－活用）にわたる IP 戦略を強化する。（未来部）
- （標準特許創出）標準化有望技術分野（AI、ビッグデータ、IoT など）に「標準特許戦略マップ」構築及び R&D を通じた標準特許創出の支援（37 の課題）を本格化する。（未来部、特許庁）
- （公共（研）の IP 管理強化）保有特許の質（技術の優秀性、活用可能性）を評価して差別化した後続措置（*）を講じる。（17 年、15 の機関⇒毎年拡大）（未来部、特許庁）
*まず、技術移転／後に R&D 支援（質を高める）／IP パッケージ化（活用度を高める）／権利放棄
- （IP 金融活性化）優秀な IP を保有する企業を対象に「専用貸出商品」（金利優遇）及び企業成長段階別支援ファンド（*）を発売する。（特許庁、金融委）
*計 600 億ウォン規模、4 種：スタートアップ IP 価値評価ファンド、公共技術事業化ファンドなど

□（戦略 2）中小企業の IP 競争力向上及び保護強化

- （IP 基盤創業・成長支援）スタートアップの「成長段階別 IP 戦略」支援に着手（特許庁）
※（創業準備）アイデア発掘⇒（創業初期）事業アイテムの具体化、IP 権利化⇒（成長）競合会社の IP 分析、高品質 IP ポートフォリオの構築
- （中小企業の IP 競争力強化）技術・製品開発を中心とした現行の IP 戦略支援をビジネス及び海外進出に至る総合的 IP 戦略支援へと拡大（特許庁）
※R&D 段階から IP 戦略を支援⇒製品・サービス・ビジネスを融合する IP ポートフォリオを設計⇒海外市場別に特化した IP 戦略を支援
- 中小企業の IP 創出・活用・保護全般への支援拡充及び制度改善のための（仮称）「中小企業 IP 競争力強化策」を策定（知財委、下半期）
- （標準特許を持つ強小企業の育成）優秀技術を保有する中小・中堅企業を対象に「標準特許強化プログラム」を導入（特許庁）
※標準特許を確保できる R&D の方向を提示、標準特許設計、標準案開発など総合支援
- （デザイン・アイデア保護強化）複製レベルのデザイン盗用（Dead copy）に対する刑事処罰規定の導入及びアイデア奪取などの不正競争行為に過料を科す（特許庁）
- （下請けとの取引時における技術侵害の根絶）技術侵害を申告した中小企業に対して報復をした大企業に「ワンストライクアウト制」を導入（公共入札などから排除）（公取委）
- 下請けとの契約時、中小企業の技術を保護するための「標準秘密保持契約書」を普及

- (戦略3) グローバル市場における IP 活動への支援強化
 - (海外での IP 保護強化) K-ブランドに対する悪意ある模倣やオンライン上での偽造品の流通に対し、韓国企業が適期に対応できるよう支援を強化 (特許庁)
 - 現地 (中国・ベトナムなど) IP-DESK (*) に専門人材 (弁護士・弁理士) を拡充
 - * 海外に進出している韓国企業への出願費用の支援及び知財権相談センター配置 (中国など海外6カ国に12カ所)
 - 「海外進出する中小企業のための IP 戦略書」を発刊 (知財委)
 - (特許共同審査拡大) 中国と特許共同審査 (現在、米国と施行中) 及び IP5 (日米欧中韓) と国際特許 (PCT) (*) 協力審査に着手 (特許庁)
 - * Patent Cooperation Treaty: 一回の特許出願で、条約加盟国 (151カ国) 全てに出願する効果を持つ
 - (IP ODA 拡大) 中東などの途上国に特許行政サービスの輸出を本格化 (特許庁)
 - (UAE) 特許コンサルティングへの着手及び審査官派遣 (イラン) IP 教育センター設立
 - (海外生物資源の確保) 東南アジア諸国と「生物資源共同調査」(野生生物 600 種、生物標本 4,000 点) を通じ、海外の有用な生物資源を確保 (環境省)

- (戦略4) デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化
 - (オンライン上での著作権侵害対応) 「24 時間集中監視」などの対応強化 (文体部)
 - 日中の監視が中心⇒監視が不十分な時間帯 (深夜～早朝) のモニタリングを強化
 - 監視対象の拡大: 現在、ウェブハード⇒ (17 年) モバイルウェブハード、ストリーミング・リンクサイト
 - 特に、キラーコンテンツに対する緊急対応 (認知-早期警報-即時措置) 稼働
 - (著作物利用活性化) 著作権 DB を統合・連係した総合情報網構築に着手 (文体部)
 - (韓流コンテンツの海外進出支援) 「海外著作権センター」でパッケージ支援に着手 (文体部)
 - 現地で著作権登録⇒現地の流通会社と契約⇒侵害を受けた際に救済・訴訟など
 - (著作物の公正な流通促進) 映画、放送、アニメーションなど、分野別に細分化された「標準契約書」を開発・普及 (文体部)
 - (コンテンツの価値評価本格化) コンテンツ価値評価専用ファンド (現在、200 億ウォン) を運営し、評価対象も拡大 (現在、ゲーム、映画⇒放送、アニメーションを含む) (文体部)

- (戦略5) IP エコシステムの基盤強化
 - (将来の IP イシューに対応) 「第4次産業革命」の時代に浮上する IP イシュー (人工知能による創作物の権利を認める問題など) を分析し、対応戦略を策定 (知財委)

※将来の IP イシュー選定（4 月）⇒各 IP イシューの意味と IP 制度及び科学技術分野に与える影響を分析（8 月）⇒対応戦略を策定（10 月）⇒関係部処で対応計画を策定（12 月）

- 国家知識財産委員会内に「次世代知識財産特別専門委員会」を運営
- （IP 審査品質向上）審査官 1 人当たりの審査件数を適正化（16 年 217 件⇒17 年 200 件⇒18 年 190 件）し、中国の特許文献（32 万件）の翻訳システムを拡充（特許庁）
- （IP 紛争解決の先進化）紛争を予防するために誰もが登録特許の検証を要請可能とし、それを特許庁が迅速に判断する「特許取消申請制度」を導入（特許庁）
- 特許侵害紛争時における損害賠償額算定ガイドラインを設ける
- （IP サービス業活性化）IP サービス企業を対象に「特許分析評価システム DB」を開放し、IP ファンドを通じた投資を並行（特許庁）
- （IP 専門人材養成）知的財産教育先導大学に知的財産複数学位制を新設（17 年 2 校）及び知的財産学の単位銀行制を拡大（教育部、特許庁）

4. 今後の計画

- 同施行計画を関係部処及び自治体に通知して履行（3 月）
- 同施行計画の推進実績を点検・評価（18 年 3 月）

別紙

2017 年度国家知的財産施行計画(案)

2017. 3

関係部処合同

目次

I. 施行計画の概要	1
II. 2017 年度重点推進課題	5
戦略 1. 高品質 IP 創出及び事業化の活性化	
1 知的財産戦略と R&D の連携を通じた優秀な IP 創出促進	5
2 新技術分野 R&D への標準特許戦略の適用強化	8
3 公共研究機関の先導的 IP 経営強化	11
4 IP・技術取引及び事業化促進	13
5 民間中心の IP 金融高度化	15
戦略 2. 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化	
6 中小企業の IP 活動支援強化	17
7 中小企業のアイデア・技術保護強化	20
8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築	23
戦略 3. グローバル市場における IP 活動への支援強化	
9 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援	25
10 IP 国際協力の強化及びグローバルな地位の向上	27
11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応	29
戦略 4. デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	
12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備	31
13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化	34
14 韓流コンテンツのグローバル進出支援	36
15 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり	38
戦略 5. IP エコシステムの基盤強化	
16 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備	40
17 特許権の信頼性・安定性向上	43
18 IP サービス業の活性化支援	46
19 IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上	48
20 植物新品種の開発活性化及び保護強化	50

Ⅲ. 2017 年度財政投資計画	52
Ⅳ. 今後の計画	54

<添付> 推進課題ごとの所管部処

I 施行計画の概要

1 策定根拠及び体系

- 「知的財産基本法」に基づき、韓国政府は5年ごとに知的財産に関する中長期政策目標と基本方向を定める「国家知的財産基本計画」を策定（第8条）
- 「国家知的財産基本計画」の政策目標を実現するための年度別細部実践計画である「国家知的財産施行計画」を策定（第9条）

<基本計画と施行計画との関係>



- 施行計画は関係中央行政機関と広域地方自治団体の推進計画に対する総合・調整を経て国家知識財産委員会で審議・確定

2 推進経過

- 各府処及び自治体に「2017年施行計画策定指針」を作成して送付（16年12月）
※ 国家知識財産委員会（知識財産戦略企画団）→関係中央行政機関及び自治体
- 策定指針に基づき、関係機関で推進計画（案）を策定して提出（17年1月末）
※ 関係中央行政機関及び自治体→国家知識財産委員会（知識財産戦略企画団）
- 関係機関の推進計画（案）を総合して施行計画（案）づくり（17年3月初め）
- 関係機関協議及び民間委員の意見聴取（17年3月初め～中旬）
- 第19次国家知識財産委員会の審議・議決（17年3月）

3

主要骨子

- 「第2次国家知的財産基本計画」で提示した5大戦略及び20の核心課題の下、2017年に推進する82の細部課題からなる

<課題構成>

5大戦略	核心課題数	細部課題数
①高品質 IP 創出及び事業化の活性化	5	18
②中小企業の IP 競争力向上及び保護強化	3	17
③グローバル市場における IP 活動への支援強化	3	10
④デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	4	15
⑤IP エコシステムの基盤強化	5	22

- 基本計画期間（17～21年度）の予算（計4兆700億ウォン）のうち、2017年に6,429億ウォンを投資

4

主眼点

- 第2次基本計画を履行する初年度であるため、基本計画の円滑な履行に必要な法制度の改善を早急に完了

※大型 R&D 事業団に特許専門担当官を導入、R&D 直接費に IP 費用を計上、デザイン盗用及びアイデア奪取に対する制裁を強化、IP 紛争予防を強化、下請けとの取引時における中小企業の技術侵害を根絶

- 現場のニーズが高く、波及効果が大きい領域を中心に財政を伴う新規事業の早期着手

※特許審査品質の向上、IP サービス企業の育成、優秀な IP 企業への金利優遇、スタートアップの成長段階別 IP 戦略支援、海外での K-ブランド模倣及び偽造品への対応強化、オンライン上の著作権侵害への監視強化

- 特に、第4次産業革命に先んじて対応するために必要な分野に国レベルの IP 戦略（*）を策定し、関係部処のリソースを集中

*第4次産業革命に備え、新技術分野の IP 中期戦略、将来の IP イシュー分析及び対応戦略などを策定

<参考>第2次国家知的財産基本計画の主要内容

<p>◆ビジョン：「第4次産業革命を先導する IP 国家競争力の確保」 (5年間で計4兆700億ウオンを投入)</p>

政策の方向	成果目標
①量から質中心の IP 創出に切り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の R&D に占める優秀な IP の割合：(15年) 10.8%⇨(21年) 20% ・標準特許のシェア：(15年) 6.4% (5位) ⇨(21年) 10% (4位)
②民間中心の IP 取引・金融・サービス産業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・IP 金融の規模：(15年) 2,000 億ウオン⇨(21年) 1兆ウオン ・IP サービス産業の規模：(15年) 6,400 億ウオン⇨(21年) 8,000 億ウオン
③IP 及び営業秘密に対する保護強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国際 IP 保護順位：(15年) 27位⇨(21年) 20位 ・著作権侵害率：(15年) 13.5%⇨(21年) 10%
④IP の価値を尊重し、権利者に対する正当な補償を実現	<ul style="list-style-type: none"> ・職務発明制導入企業の割合：(15年) 55.6%⇨(21年) の 70% ・SW の違法コピー率：(15年) 35%⇨(21年) 20% 台
⑤韓国国内市場を越え、IP の海外進出を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・海外特許出願：(15年) 14,626 件⇨(21年) 20,000 件 ・コンテンツ輸出額：(15年) 58 億ドル⇨(21年) 97 億ドル

5 大戦略	20 の主要課題
<p><1> 高品質 IP 創出及び事業化の活性化</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産戦略と R&D の連携を通じた優秀な IP 創出促進 2. 新技術分野 R&D への標準特許戦略の適用強化 3. 公共研究機関の先導的 IP 経営強化 4. IP ・技術取引及び事業化促進 5. 民間中心の IP 金融高度化
<p><2> 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6. 中小企業の IP 活動支援強化 7. 中小企業のアイデア・技術保護強化 8. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築

<p><3> グローバル市場における IP 活動への支援強化</p>	<p>9. 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援 10. IP 国際協力の強化及びグローバルな地位の向上 11. 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応</p>
<p><4> デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化</p>	<p>12. デジタルコンテンツの著作権保護体系整備 13. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 14. 韓流コンテンツのグローバル進出支援 15. 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり</p>
<p><5> IP エコシステムの基盤強化</p>	<p>16. 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備 17. 特許権の信頼性・安定性向上 18. IP サービス業の活性化支援 19. IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上 20. 植物新品種の開発活性化及び保護強化</p>

II 2017年度の重点推進課題

戦略1. 高品質 IP 創出及び事業化の活性化

1 知的財産戦略と R&D の連携を通じた優秀な IP 創出促進

推進背景

□政府の R&D 規模が 19.5 兆ウォン（17 年）に達し、そのうち、応用・開発研究の割合が約 60%を占めているが、創出された IP の質的レベルは高くない（*）

* 優秀な特許の割合（特許分析評価システム、10～14 年、%）：（政府）12.5、（民間）11.8（外国人）41.7

○R&D 企画段階では特許動向調査を実施（05 年～）しているが、課題遂行段階では特許に対する分析が不十分である

○IP-R&D を支援する政府の課題数は増加（*）しているが、全体の R&D 規模に比べて不足している

*（12 年）59 件→（13 年）68 件→（14 年）78 件→（15 年）78 件→（16 年）80 件

⇒R&D と IP 戦略を組み合わせ、「強い特許」を創出する必要がある

細部推進計画

<1-1> 「国家 IP 中期戦略」策定・推進（知財委）

○「第 4 次産業革命」に備えた新技術分野（*）を対象に IP の観点から特許動向、技術標準の動向及び先進国レベルから見た技術水準などを分析する

*人工知能、IoT、ビッグデータ、クラウド、3D プリンティング、知能型ロボット、自動運転車、AR／VR など

<技術体系（例）>

新技術	中分類技術
人工知能	機械学習、推論、言語・聴覚知能、状況理解、ニューロコンピューティングなど
IoT など	IoT プラットホーム、IoT ネットワーク、IoT デバイス、IoT セキュリティ、スマートセンサーなど

○分野別の特性に合致する「標準特許戦略」又は「源泉特許戦略」を提示する

※（例）標準特許：「標準特許と連係する R&D 事業」の指定、「標準特許戦略マップ」策定など

源泉特許：IP-R&D 戦略、特許専門担当官（CPO）などを支援

○年度別の政府 IP 予算配分（17～21 年、4 兆 700 億ウォン）、新技術の R&D 企画、

出損（研）IP ポートフォリオの構築などに活用する
 ※新技術分野、高付加価値を創出する領域に集中

<1-2>R&D（応用・開発）段階別の知的財産戦略を支援（未来部、特許庁）

- （研究企画）「特許戦略の青写真（特許マップ）」を全技術分野に拡大し、有望技術分野及び IP を先取りする強い戦略を提示する
 - ※国内及び主要国（グローバル企業）の特許シェア及びトレンド、特許の質的水準、紛争の動向、シェアなどを総合的に分析
- 「第4次産業革命」に備えた新技術分野に対する特許動向調査を強化
- 中小企業の IP 需要を反映した出損（研）による技術開発への支援に着手
- （研究遂行）政府の R&D を行う大学及び 出損（研）を対象に、各機関の「IP ポートフォリオ」策定を支援する（17年、78の課題）
- （成果活用）大学・出損（研）の研究成果に対する IP 設計支援を強化し、保有特許の診断を通じて差別化した活用戦略を強化する
 - *特許設計支援（16年）56の課題→（17年）84の課題

<1-3>大型 R&D 事業の IP 管理強化（未来部、特許庁）

- 大型の R&D 事業団を中心に特許管理専門性及び事業化能力を強化する
 - 事業団ごとに「特許専門担当官」（CPO：Chief Patent Officer）（*）を導入し、試験的に運営
 - *IP 戦略計画、IP ポートフォリオ構築、研究者 IP 活動コーチング、権利化設計、IP の事業化などを総括
 - 専門機関（研究成果実用化振興院）と連携し、ビジネスモデルの開発及び技術マーケティング（技術移転、起業）支援を拡大

<1-4> IP-R&D 費用の安定的確保（未来部）

- R&D 課題の直接費用の中に特許戦略費を計上できるように「国家研究開発事業の管理などに関する規定」を改正する

<国家研究開発事業の管理などに関する規定 別表2（研究開発費の費目別計上基準）>

項目	現行	改正(案)
研究活動費	4. 試験・分析・検査、臨床試験、技術情報収集、 <u>特許情報調査・分析・確保戦略策定</u> など、研究開発サービスへの活用費 6. (新設)	4. 試験・分析・検査、臨床試験、技術情報収集など、研究開発サービスへの活用費 6. <u>特許情報調査・分析、源泉・核心</u>

		特許確保戦略策定などの知的財産 創出活動に必要な経費
--	--	-------------------------------

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ 国家知的財産中期戦略を策定（知財委）	○	○	○	○
・ R&D 段階別に知的財産戦略を支援（未来部、特許庁）	○	○	○	○
- 国家特許戦略の青写真となる統合 DB を構築			○	
- 第 4 次産業革命の新技术分野の特許動向調査	○	○	○	○
- 大学・出損（研）の特許戦略及び特許設計を支援	○	○	○	○
・ 大型 R&D 事業の IP 管理を強化（未来部、特許庁）		○		
・ IP-R&D 費用の安定的確保（未来部）		○		

推進背景

- 「第4次産業革命」により、全産業にわたって超連結化（信号・情報の交換及び互換）が拡大したことで、標準特許の重要性が増大
- 標準化活動と特許権利化の間の連携がスムーズにできず、韓国国内の技術が国際標準に採用されても国外にロイヤリティを支払うケースが発生
 - ※（例）地上波 DMB は韓国が主導して国際標準を確保したが、韓国の特許は一部しか含まれず、特許料のほとんど（82%）を欧州企業に支払っている

細部推進計画

- <2-1>「国家 IP 中期戦略」を通じた標準特許戦略を提示（知財委、特許庁）
- 「第4次産業革命」に備えた新技術分野（中分類技術）を対象に国家レベルの標準特許確保戦略を提示する
 - （標準化有望技術を選出）国際標準化機構で採用している技術標準のトレンド、技術別の今後の標準化有望性などを分析する
 - （標準特許の確保可能性を分析）先進国の技術基準及び特許独占度、先進国レベルから見た韓国の技術（特許）水準などを分析する
 - （標準特許確保戦略を提示）標準化が有望であり、韓国が高い競争力を持つ分野に対し、技術特性に合う標準特許確保戦略を提示する
 - 標準特許有望分野を対象に「標準特許戦略マップ」を構築し、「標準特許連携 R&D 事業」に指定して体系的に支援する
- <2-2>R&D の全段階における R&D-特許-標準の連携を強化（未来部、産業部、特許庁）
- （発掘段階）標準特許戦略マップ（*）を通じ、標準特許の確保が有望な政府の R&D の課題発掘を支援する
 - * 15年：モノのインターネット、16年：ビッグデータ・人工知能、17年：1分野（予定）について、戦略マップの構築
 - （企画段階）政府の R&D の課題に関わる標準及び特許動向を分析する
 - （遂行段階）産・学・研の R&D 及び標準化遂行過程で標準特許確保戦略を支援する（16年、35の課題→17年、37の課題）
 - （後続段階）標準化された技術に合致する標準特許創出のために、特許権利範囲の補正や再設計を行う（17年に609件を支援）
- <2-3>標準特許創出のためのインフラ拡充（特許庁、未来部、産業部）
- 標準化機構などに散在している標準特許情報の統合 DB を構築し提供する

- 技術競争力を備えた中小・中堅企業を発掘し、国際標準案の開発及び標準特許設計などに対する支援を強化する
 - 外国が提案した国際標準案の分析及び対応戦略に対する支援を並行して行う
 - ※国家標準技術力向上事業に関する説明会の開催時に（17年1月）標準特許創出支援事業について案内する

<2-4>標準化に関する国内外活動の強化（未来部、特許庁）

- 国際標準化機構での主導権確保を支援する
 - 国際標準化機構の議長団への進出を支援する
 - 市場の波及効果が大きい事実標準化機構（*）への対応策としてミラーフォーラム（**）など、民間標準化フォーラムに対する支援を強化する
 - * 標準化公式機構ではないが、団体、企業又は個人がフォーラム又はコンソーシアム形態を構成し、標準化活動及び標準を制定する（oneM2M、IEEE、W3C など）
 - ** 国際事実標準化機構と同じ組織構成で、1：1で対応する韓国国内のフォーラム

- アジア太平洋地域及び日中韓の協力を強化する
 - 日中韓3カ国間のIT標準協力会議の開催を通して標準化推進時における友好的な投票の確保及び戦略的対応に向けた協力を推進する
 - アジア太平洋地域の国々の相互利益を図るために標準協力を強化する
- 国際標準化専門家教育を実施する
 - 最新の標準技術動向（5G、IoTなど）、国際標準化に関する情報を提供し、標準専門性を向上させる教育などを実施する

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・「国家 IP 中期戦略」を通じた標準特許戦略を提示（知財委）	○	○	○	○
・R&Dの全段階におけるR&D - 特許 - 標準の連携を強化（未来部、産業部、特許庁）	○	○	○	○
・標準特許創出のためのインフラを構築（未来部、産業部、特許庁）		○		○
- 標準特許統合DBを構築		○		○
- 国際標準案の開発 - 特許の連携を支援				○
・標準化に関する国内外活動を強化（未来部、特許庁）	○	○	○	○
- 国際標準化機構での主導権確保を支援	○			

- アジア太平洋地域及び日中韓の協力を強化 - 国際標準化の専門家を教育		○	○	○
---	--	---	---	---

推進背景

□出損（研）における特許の活用率（＊）は約 35%にとどまる

＊保有特許数における、自社利用、他機関への移転、現物出資などの利用件数の各割合

○出損（研）の R&D の生産性向上及び技術事業化の活性化のためには体系的な IP 経営戦略の導入が必要

□長期間にわたる未活用特許の維持費用は R&D 予算が限られたなかで負担要因となる

細部推進計画

<3-1>出損（研）の IP 経営戦略導入・活用策の策定（未来部）

○出損（研）の任務及び技術分野の特性を考慮して IP 経営戦略を策定し、機関経営成果計画書及び機関評価時に反映する

- 国家科学技術研究会を中心に IP 経営診断コンサルティングを並行する

※特許出願が多い機関（KIST、ETRI、韓国生産技術研究院など）から試験的に実施した後、拡大する

<3-2>公共研究機関の特許出願前審査を強化（未来部、特許庁）

○出願前の発明申告技術について、技術性及び市場性を内外の専門家が評価して等級化（A、B、C）し、等級ごとに段階的に管理（＊）

＊（A 級）権利化設計／（B 級）防御的な目的で保有／（C 級）出願保留

- そのために事前審査時、外部の専門家の参加を拡大する

- R&D 特許戦略・設計支援を、応用・開発研究課題だけでなく源泉特許の可能性が高い基礎研究課題にまで拡大する（17 年 13 件）

<3-3>公共研究機関保有特許の管理を強化（未来部、特許庁）

○登録後 5 年以上（機関別の特性を考慮）経過した未活用特許を対象に「技術的な優位性」と「活用可能性」を基準に診断する

○診断結果に基づき、段階的管理を実施する

※一部の機関（KIST、ETRI、韓国生産技術研究院など 15 の機関）で試験的に実施した後、全機関に拡大する

<出損（研）の保有特許の等級区分案>

技術的優秀性	活用可能性	推進内容
高い	高い	優先的に技術移転、事業化及び強い権利化を支援
高い	低い	特許を製品単位でパッケージングして活用可能性を高め

		る
低い	高い	後続 R&D を通じ、特許の質をレベルアップ
低い	低い	これ以上は特許を保有しない（権利放棄、無償技術開放など）

○大学及び出損（研）に IP 特許経営専門家を派遣する

＊特許経営専門家の派遣人数：（16 年）13 人→（17 年）14 人

<3-4>出損（研）TLO の専門性強化（未来部）

○出損（研）TLO 人材向け教育課程（16 年～、国家科学技術人材開発院と連携）を拡大

- 現行の入門教育課程（TLO 業務 2 年未満の人材）に加え、深化課程（TLO 業務 2 年以上の人材）を新規運営

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・出損（研）の IP 経営戦略導入・活用策（案）策定（未来部）				○
・公共研究機関の特許出願前審査を強化（未来部、特許庁）		○	○	○
・公共研究機関の保有特許の管理を強化（未来部、特許庁）	○	○	○	○
・出損（研）TLO の専門性強化（未来部）			○	○

推進背景

□技術導入は企業にとって技術開発時間を短くし、失敗リスクを軽減できるという長所があるにもかかわらず、

○韓国企業は独自の技術開発を好むため、技術導入割合は低い（＊）

＊技術確保の類型：自社開発 84.5%、共同開発 11.7%、外部導入 1.8%（15年時点）

□IPと技術の取引を活性化させるために、公共の技術取引機関のほか、民間の技術取引機関を指定（101カ所）し運営しているが、

○民間の技術取引機関の多くが零細で、国内技術取引市場が小さいため取引実績は低い

＊取引実績（公共／民間）：（13年）1,135件／260件→（14年）1,059件／399件→（15年）1,606件／460件

細部推進計画

<4-1> IP・技術取引活動のインセンティブを強化（産業部、特許庁）

○IP・技術の移転及び取得に対する課税特例幅を拡大する

※中小企業の外部技術取得費用に対する税額控除を拡大：（16年）7%→（17年）10%

○特許出願費用（25%税額控除）と特許調査・分析費用をR&D費用とみなし、税額控除する案を検討する

<4-2> 需要・供給のマッチングによるIP取引活性化（未来部、特許庁）

○技術を必要とする企業と、関連IPを保有する大学・公共（研）などをつなげるオフラインIPネットワーク（IPLUG）を活性化させる

※（16年）モノのインターネットなど6分野→（17年）ロボットなど8つの技術分野

○大学・出損（研）が保有するIPを企業の需要に合わせ、製品単位ごとにポートフォリオ化して需要企業に移転する支援を拡大する

＊支援課題数：（16年）20→（17年）24

○「需要基盤型発明インタビュー」を実施し、大学と出損（研）が特許出願する前に企業の需要の分析及び技術マーケティングを支援する

<4-3> IP・技術の移転及び事業化後続支援の拡大（未来部、産業部、特許庁）

○IPの移転を受けた企業を対象に技術・製品開発から海外進出まで総合的にIP戦略を支援する

＊IP製品革新戦略及び事業化支援の課題数：（16年）50→（17年）55

○公共（研）が保有する技術の移転を受けた中小・中堅企業を対象に商用化の後続研究支援を拡大する

○特許技術を対象に事業化を支援する新規ファンド造成を検討する

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ IP・技術取引活動へのインセンティブを強化 (産業部、特許庁)	○	○	○	○
・ 需要・供給のマッチングによる IP 取引の活性化 (特許庁)	○	○	○	○
・ IP・技術の移転及び事業化後続支援を拡大 (未来部、産業部、特許庁)	○	○	○	○

推進背景

- 起業初期段階にある企業の成長には IP 保証・担保貸出、IP 投資など、円滑な資金調達が重要
- 中小企業は事業化に必要な資金を確保するために IP 投資を好むが、現行の IP 金融は保証・担保貸出（*）中心に運営されている
 - *保証+IP 担保貸出の割合が 79%、投資連携の割合は 21%に過ぎない
- 民間金融機関の IP 価値評価及び管理能力もまだ不十分
- 自主的に IP の価値を評価し、これに基づき、IP 金融商品を運用できる機関は、技術保証基金、産業銀行の 2 つに過ぎない

細部推進計画

- <5-1> IP 金融支援の拡大（特許庁、金融委）
- IP 金融を取り扱う市中銀行を拡大（*）し、優秀な IP 保有企業には金利を優遇する「専用貸出商品」を発売する
 - * IP 金融取扱い銀行を拡大：（16 年）産業・企業・国民銀行→（17 年）新韓・ウリ・ハナ銀行を追加
- 優秀な IP を保有するスタートアップなどを対象に企業の成長段階を考慮した特許ファンを支援する
 - （起業初期）母胎ファンド（fund of funds）を通じた IP 投資⇒（一定の売上発生後）IP 保証・貸出及び後続投資
 - ※スタートアップ IP 評価ファンド、公共技術事業化ファンドなど 4 つのファンド、計 600 億ウォン規模を造成
- <5-2> 技術金融ファンドの拡大（金融委、産業部）
- 技術金融ファンドの規模を拡大（*）し、全体の投資額の 80%以上を投資用の技術金融評価に基づき、投資する
 - *17 年中に技術金融ファンドの規模を拡大し、技術金融投資 1 兆ウォンという目標の早期達成を推進する
- <5-3> IP 金融と価値評価の連携を強化（金融委、産業部、特許庁）
- 母胎ファンド（fund of funds）の特許勘定を通じた投資については IP の価値評価を義務付ける
- IP 価値評価機関を民間機関に拡大し、金融従事者などに対する教育を強化する
- 技術金融と IP 金融を連携するために技術信用評価時に特許分析評価システム（SMART3）

を活用する

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 金融支援を拡大（特許庁、金融委） - 優秀な特許を保有するスタートアップを支援する特許ファンドを造成 - 優秀な IP を保有する企業向け専用貸出商品を発売 	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術金融ファンドを拡大（金融委、産業部） - 技術金融投資ファンドを新規造成 				○
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 金融と価値評価の連携を強化（金融委、産業部、特許庁） - IP 価値評価を義務付ける - 技術金融業績に IP 金融実績を反映 - 民間機関を中心に評価機関を拡大 	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

戦略 2. 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化

6 中小企業の IP 活動支援強化

推進背景

- 良質の源泉特許を確保するために、IP 戦略に基づく R&D が必要
- また、IP 戦略は企業の R&D だけでなく、試験認証・製品化・事業化など、企業経営の全過程に適用されてこそ効果的である
 - ※ IP-R&D 支援を受けた中小企業の優秀特許比率が、支援前の約 3 倍に増加（15 年、特許庁）
- 一方、大多数の中小企業は自主的に IP 戦略を策定する能力が不十分
- 海外での IP 訴訟費用（平均 1,000 万ウォン以上）などは、資金事情が厳しい中小企業に大きな負担として作用
- ☞ 中小企業の訴訟負担を軽減し、安定的な IP 経営支援を強化する必要がある

細部推進計画

- <6-1> IP ベースの起業・成長への支援を強化（特許庁）
- スタートアップのアイデア発掘から高品質の IP ポートフォリオの策定に至る成長段階別の IP 戦略支援に着手

起業準備	起業するアイデアを発掘（発明コンテスト、公募展など）
起業初期	アイデアを事業アイテムとして具体化、IP 権利化、設計・模型製作
成長	競合会社の IP 分析、高品質の IP ポートフォリオを構築

- <6-2> 中小企業の IP 戦略支援を拡大（知財委、特許庁）
- 現行、技術・製品開発段階で行っている IP 支援をビジネス及び海外進出に至る総合的な IP 戦略支援へと拡大
 - 情報技術と融合した新しい形態のサービス（*）及び製品-サービス融合のための IP 戦略（**）の試験的な支援を推進する
 - * スマートホーム、ヘルスケア、フィンテック、VR・AR（仮想・拡張現実）レジャーなど
 - ** 製品 IP（特許・デザイン・ブランド）+ BM（ビジネス方法）、ユーザー経験（UX / UI）特許・デザイン
 - 現地の IP 制度及び市場特性などを考慮した IP 戦略を支援する
- 「IP 経営認証企業」（*）の指定を拡大、「IP 経営支援団」（**）の運営（17 年 1 月～）など、現場密着型 IP 支援を強化する
 - * IP 経営認証企業数（累積）：（16 年）50 社 → （17 年）150 社

※地域知識財産センターのコンサルタント約70人からなる

- 「中小企業のIP競争力強化策」を策定し、IP創出・活用・保護全般にわたる支援体系の整備及び制度改善に着手する

※中小企業のIP経営実態の分析及び改善必要事項の発掘⇒企業規模別・業種別のIP戦略を検討⇒高品質の特許創出及び活用・保護・強化策を導き出す

<6-3>標準特許強小企業の育成（未来部、特許庁）

- 優秀な技術を保有する中小・中堅企業を対象に標準特許戦略を支援する「標準特許強化（Step-up）プログラム」を導入する（17年1月～）
 - R&Dの方向、標準化戦略、標準特許戦略をパッケージで一括支援する

<6-4>企業の需要に対応するIP-R&D支援活動の強化（未来部、産業部、特許庁）

- 公共（研）による企業の需要（注文）に合わせた優秀な特許を創出するR&Dを支援し、後続技術移転・事業化につなげる「IP-Dream Labプロジェクト」を導入する（17年1月～）
- IP-R&D支援の事例を対象別に類型化した「特許戦略事例集」を発刊する

<6-5>「特許バウチャー制度」（*）の導入を推進（特許庁）

- *スタートアップが必要とする時期に希望するIPサービスを適時に支援するプログラム
- バウチャー金額、選定方式・基準、サービスの範囲（*）及び不正使用防止策などを含む「特許バウチャー導入策」を策定する（18年新規事業の推進目標）
 - *国内外のIP権利化、特許マップの構築、IP-R&D及び特許技術価値評価費用の支援など

<6-6>特許共済制度（*）導入の基盤づくり（特許庁）

- *知的財産の費用（海外出願、国内外審判・訴訟、特許保証など）を「先に貸与し、後に長期で分割返済する」方式で支援し、企業の費用負担を軽減する
- 特許共済制度を施行するための基本計画を策定し、詳細運営規定及び共済システムの構築などを推進する

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP ベースの起業・成長支援を強化（特許庁） - IP 基盤プログラム及び IP 翼プログラムを推進 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業向けの総合的 IP 戦略を推進（知財委、特許庁） - 「中小企業の IP 競争力強化策」を策定 - グローバル IP 企業の選定・支援 - 第4次産業革命の核心分野に対する IP-R&D を重点的に支援 - IP 経営支援団を運営 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準特許強小企業を育成（未来部、特許庁） - 「標準特許強化（Step-up）プログラム」を実施 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の需要に対応する IP-R&D 支援活動を強化（特許庁） - 「IP-Dream Lab プロジェクト」を実施 - 特許戦略事例集を発刊 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許バウチャー導入を推進（特許庁） - 特許バウチャー導入策を策定 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許共済制度の導入を推進（特許庁） - 特許共済基本計画を策定 - 詳細運営規定、共済システムの構築など 	○	○	○	○

推進背景

- 大企業などによる中小企業のアイデア・技術の奪取、下請けとの取引時の技術侵害などが社会問題（*）になっているが、権利救済は不十分
 - *中小・ベンチャー企業の新技術開発に対するモチベーションと意欲を低下させ、成長基盤を侵食する
- 営業秘密流出などに対する罰則が厳しくないため、犯罪抑制効果が低い
- 下請けとの取引時における技術流用有無の判断に長い時間がかかる
- ☞様々な類型の不正競争・不正行為に対する対応と制裁を先んじて強化し、迅速な救済策を講じる必要がある

細部推進計画

- <7-1>未登録のアイデア・デザイン保護の強化（特許庁）
 - 「不正競争行為」を包括的に規定し、アイデア・デザイン奪取及び侵害に対応する（⇒不正競争防止法の改正を推進する）
 - ※（現行）不正競争行為の種類を個別に列挙→（改善）「包括的定義及び例示条項」体系へと転換
 - 様々なビジネス、取引関係、公募展などで発生する「アイデア奪取・使用行為」を不正競争行為の類型として新設する
 - トレードドレス（Trade dress）（*）の保護要件を緩和し、フランチャイズなどの特徴的な外観を模倣して誤認・混同を生む行為を制限する
 - *物やサービスの全体的なイメージとして、物の大きさ、形状、色彩又は色彩の組合せ、素材、図形、デザイン、広告のテーマなどを含む、多数の異なる物理的形態などからなるもの
- <7-2>不正競争行為などに対する行政・司法的救済の強化（特許庁）
 - アイデア奪取など、不正競争行為に対する刑事処罰の体系に「過料賦課」を追加する
 - 複製レベルの形態模倣（Dead Copy）行為に対し、刑事処罰規定を導入する
 - ※不正競争防止及び営業秘密保護に関する法改正を推進する（17年7月）
 - 営業秘密侵害に対する民事・刑事上の責任を強化する（*）
 - *罰金の上限額の引上げ、営業秘密返還要求の拒否などを処罰の対象に含む
- <7-3>下請けとの取引時における中小企業の技術保護制度改善の推進（公取委）
 - 申告褒賞金制を運営し、技術を流用する事件などの申告を活性化する
 - ワンストライクアウト制（*）の施行を本格化（16年12月～）し、違反事業者に対する

制裁を強化する

*事業者が報復行為を行い、一回でも告発されると、公共入札への参加が制限される

○下請けとの契約時に中小企業の技術が保護されるよう、「標準秘密保持契約書」を普及させる

○保護対象となる技術資料の範囲を「相当な努力」により秘密として維持された資料を「合理的な努力」に変更（⇒「下請法」の改正を推進）

※中小企業は人材・予算上の限界により「相当な努力」の要件を満たすことが難しい現状を反映する

<7-4>技術流用など、不公正行為に対する監視及び予防の強化（公取委、中小企業庁、法務部）

○公取委・中小企業庁・特許庁・産業部間の技術流用事件に関する情報共有の強化など、政府レベルで常時監視システムを強化する

*中小企業庁（中小企業技術紛争調停・仲裁委員会）、特許庁（産業財産権紛争調停委員会）、産業部（産業技術紛争調停委員会）から技術流用情報の提供を受け、職権調査に活用する

○技術流用など、不合理な取引文化を改善するための教育・広報（*）を実施する

*中小企業庁技術保護教育課程（技術保護広報全国ロードショーなど）・中小企業向け教育課程などに技術流用講座を開設、下請けに関する書面実態調査時に技術流用について案内するリーフレットを配布するなど

○中小企業の技術流出に対応するための検察の捜査専門性（*）を補強し、全国検察庁知的財産権専門担当検事室と関連機関と合同での取り締まりを実施する

*専門性を強化する教育、セミナー、ワークショップなど

<7-5>事前紛争調停制度の利用を活性化（産業部、特許庁、中小企業庁）

○調停率向上のための誠実応訴条項の新設、調停期限の延長、調停委員プールの拡充（*）及び1人調停部制度の導入などを推進する

*現在の40人から80人（商標・デザイン／機械／化学／電気各20人）へと拡大

○中小企業の紛争調停制度の利用を活性化させるためのオン・オフライン広報を拡大する

※ベンチャー・中小企業が密集する地域への資料配布、地域知識財産センター、企業連合会、SNSなど

<7-6>中小企業の技術流出紛争調停のための協業の強化（中小企業庁、法務部）

○技術紛争調停・仲裁制度の活用を促進するために法院との連携調停を拡大する（*）

*17年仁川地方法院、議政府地方法院、水原地方法院などと新規MOUを推進する

○技術紛争発生時、調停を活性化させるために、検察との連携調停制度の運営（*）を推進

する

*ソウル所在の5つの地方検察庁（中央・東部・西部・南部・北部）

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・アイデア・デザイン保護強化などを推進（特許庁） - 不正競争防止法の改正を推進 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・健全な下請けとの取引文化づくりのための制度改善（公取委） - 申告褒賞金制及びワンストライクアウト制を運営 - 標準下請契約書に秘密保持契約書を追加 - 技術資料の範囲を合理化（下請法改正） 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・不公正行為に対する監視及び予防を強化（公取委、中小企業庁、法務部） - 関係部処との常時協力体系を運営 - 技術保護能力を向上させる教育を実施 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・紛争調停利用活性化を推進（産業部、特許庁、中小企業庁） - 紛争調停に関する法制度を改善 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・紛争調停関連機関の連携を強化（中小企業庁、法務部） - 法院との連携協約の拡大及び検察との連携協約の導入 	○	○	○	○

推進背景

- 企業、研究所、大学などで優秀な技術の開発・発明（*）が行われているが、従業員（発明者）に対する補償体系が不十分である上、制度の普及度が低い
 - *過去5年間（11～15年）の国内特許出願の80%以上が職務発明に当たる
 - ※職務発明補償制度を導入している企業の割合：（13年）46.2%→（15年）55.6%→（16年）60.2%
- 使用者と発明者間の貢献度、共同発明者間の寄与度などに対する明確な算定基準がないため、補償金分配に係る紛争が頻発する
- ☞職務発明の価値に合致する合理的な補償体系の確立及び職務発明を奨励する制度改善が必要

細部推進計画

- <8-1>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブの強化（特許庁）
 - 「職務発明補償優秀企業認証」を中小企業の評価項目である「知的財産経営認証」に追加し、認証の実効性を高める
 - 「特許料などの徴収規則」を改正し、職務発明補償優秀企業には特許料減免期間の延長を推進する
 - ※現在の規定上18年2月28日まで特許料が減免される

- <8-2>職務発明の対象となる知的財産の範囲の拡大（特許庁）
 - 発明に類似しているが、まだ補償の規定がない「植物新品種」を職務発明の対象に含める（「発明振興法」の改正を推進する）

- <8-3>職務発明承継手続きの簡素化（未来部、特許庁）
 - 職務発明予約承継規定がある場合、発明完成時に会社が自動的に継承できるように関連手続きを改善する（「発明振興法」の改正を推進する）
 - 政府のR&D事業に参加する企業は、協約を締結する前に職務発明補償制度を導入するよう「国家研究開発事業研究管理標準マニュアル」の改訂を推進する
 - ※特許など、国家研究開発事業の成果を個人が流用せず、主管研究機関が安定的に保持できるように、R&D関連規定の矛盾を削除する

- <8-4>職務発明利益配分訴訟制度の改善の推進（特許庁）
 - 職務発明による収益創出及び補償金訴訟の発生時に共同発明者への告知を義務付ける案を検討する

<8-5>職務発明に関するガイドライン作成・普及及び教育の拡大（特許庁）

○職務発明規定の標準モデル及び説明資料の作成・配布

○地域の専門家（*）を活用し、地元企業向けのコンサルティングを拡大する

*弁理士だけでなく、会計士・税理士などを活用し、職務発明制度の戦略的活用を支援できるように、総合的なコンサルティングを提供

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・職務発明優秀企業へのインセンティブの強化（特許庁） - 中小企業知的財産経営認証と連携 - 特許料などの徴収規則を改正		○		○
・職務発明対象の拡大に向けた発明振興法の改正（特許庁）			○	
・職務発明継承手続きの簡素化（未来部、特許庁） - 予約承継規定を簡素化するための発明振興法の改正 - 国家研究開発事業研究管理標準マニュアルの改訂	○		○	
・共同発明者の職務発明補償金訴訟制度の改善を検討（特許庁）				○
・ガイドライン作成・普及及び教育の拡大（特許庁） - 職務発明規定の標準モデル及び説明資料の作成 - 地域の専門家によるコンサルティングを拡大	○			○

戦略3. グローバル市場における IP 活動への支援強化

9 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援

推進背景

- 優秀な研究成果があるにもかかわらず、海外での IP 確保及び事業化の財源と戦略が不足しているために優秀な IP 保有企業のグローバル進出に限界
- 特に中小・中堅企業の場合、IP 紛争への対応力は弱い
 - ※ 調査によると、中小企業の 50.8% が特許紛争発生の可能性が高いと認識しているものの、40.6% は特許紛争に備えていない
- 中小・中堅企業の海外進出成功のために、現地の IP 制度及びビジネス環境についての情報提供と戦略支援が急務
 - ※ スタートアップに最も必要な支援は資金支援であり海外進出時に必要なコンサルティングは、①マーケティング、②投資維持、③法律・会計・特許の順である（2015 年、スタートアップ実態調査）
- 韓国国内の中小・中堅企業による海外市場進出拡大で知財権紛争被害は増加しているが、企業の国際 IP 紛争への対応力は弱い

細部推進計画

- <9-1> IP 紛争の予防・対応体系を強化（特許庁、外交部、産業部、知財委）
 - IP-DESK（中国・ベトナムなど）に専門人材（弁護士・弁理士）を拡充し、IP 紛争コンサルティング・訴訟保険などと連携を強化
 - ※ 海外進出した韓国企業を対象に出願費用支援及び知財権相談（中国など海外 6 カ国に 12 カ所を開設）
 - 「海外進出する中小企業のための IP 戦略書」を発刊
 - 在外公館と海外支援センター間の協力チャンネルを設け、駐在国政府との IP 協力ネットワークを構築
 - ※ 海外の知財権に関する主要動向、主要国の知財権政策の変化など、知財権侵害に対応するための基礎情報を提供
 - グローバル技術事業化協力センター（GCC）、ヨーロッパ経済協力ネットワーク（EEN）などを活用して企業の海外技術輸出及び事業化をコンサルティング支援
- <9-2> 現地商標・模倣品による侵害からの保護を強化（特許庁、関税庁）
 - K-ブランドに対する悪意ある模倣及びオンライン上での偽造品の流通に対し韓国企業が適時に対応できるよう支援を強化
 - ※ 輸出企業の知的財産侵害被害を、国境を超える前段階で保護できるよう、プロセスを

改善

○放送局の韓流ドラマ、バラエティなど韓流コンテンツの企画段階から事前に IP 保護体系を構築して先制的な韓流 IP 保護を推進

※コンテンツ関連事業者、PPL (Product Placement) に参加する中小企業などに知財権保護戦略を提供

<9-3> 「グローバルヒット商品」創出のための IP 総合支援を強化 (特許庁)

○中小企業がグローバル市場に進出するためのワンストップ総合支援を推進

- 有望商品の選定段階から金融、海外マーケティング及び IP 紛争コンサルティングに至るまで部処別に運営される支援事業を連携して実施 (*)

* (特許庁) 融合 IP 戦略支援、(未来部・産業部・中小企業庁) 有望商品発掘、海外調査、グローバルマーケティング

- 技術開発段階からブランド、デザインを考慮した IP 戦略を支援

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ IP 紛争の予防・対応体系強化 (特許庁、外交部、産業部、知財委) - IP-DESK 運営 (専門人材採用) - 駐在国政府との IP 協力ネットワーク構築	○	○	○	○
・ 現地商標・模倣品侵害からの保護強化 (特許庁、関税庁) - K-ブランド保護事業推進	○	○	○	○
・ 「グローバルヒット商品」創出のための IP 総合支援強化 (特許庁) - 部処別運営事業の連携を支援	○	○	○	○

推進背景

- 同一の発明が複数国で出願されるケースの増加に伴い、審査品質の向上及び重複業務防止のための国家間審査協力の強化が必要
 - ※同一の発明について、毎年約 10 万件の特許が韓国及び外国の特許庁に重複して出願されている
- 新興国・発展途上国を対象に韓国の IP 行政サービスを普及させ、知財権の活用力強化を支援して韓国企業に友好的な知的財産環境を造成
 - ※韓国と発展途上国における IP 制度及び保護水準の格差が、現地進出企業の活動を阻害する要因となっている

細部推進計画

- <10-1> 審査品質向上のために主要国間共同審査を拡大（特許庁）
 - 中韓特許共同審査（CSP*）を本格施行（現在アメリカと共同審査を施行中）
 - * CSP（Collaboration Search Program）：両国で同一の発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有して審査結果の正確性・一貫性を高める制度（15 年 9 月からアメリカと施行）
 - 主要国（東南アジア圏中心）を対象に、特許審査ハイウェイ（PPH**）を拡大
 - ** PPH（Patent Prosecution Highway）：第一国で特許取得可能という審査結果が出た場合、第二国にその結果を提出して優先審査を申請できるようにする制度（26 カ国、16 年）
 - IP5 特許庁間の PCT 協力審査（CS&E*）推進のための電算システム、品質指標など運営体系の構築を推進
 - * PCT CS&E（PCT Collaborative Search & Examination）：PCT 国際調査を 1 つの特許庁単独ではなく 5 つの先進特許庁による検討と意見交換を経て遂行する制度
- <10-2> 特許制度の国際的調和に向けた協力を強化（特許庁）
 - TM5-ID5（*）の国々と共同で商標審査の品質管理、デザイン登録要件の比較・分析を実施
 - * 世界の商標・デザイン出願をリードする韓国、アメリカ、中国、日本、ヨーロッパの先進 5 カ国による協議体
 - 中国、日本、ドイツ、台湾など主要国特許庁間の審査官交流を推進
- <10-3> 韓国型 IP 行政サービスを拡散（特許庁）
 - UAE への特許コンサルティングに着手し、審査官の派遣など韓国型特許行政サービスの

輸出を本格的に推進

- イラン知財権教育センターの設立及び IP に対する認識の向上を支援
 - ※ IP 教育センター設立のための教育課程開発、及び専門家の派遣、共同セミナー実施など
- UAE 知財権協会 (EIPA) と知財権保護に関する協力、及び教育の支援を推進
 - * (上半期) IP に対する認識向上に関する教育課程の開発、(下半期) EIPA 主催「知財権保護カンファレンス」に講師派遣

<10-4>WIPO 地域事務所の韓国誘致を推進 (特許庁、外交部)

- 駐在国との二国間会談、多国間会議などを通して WIPO 誘致 (*) 交渉を推進
 - * 現在 7 カ所の WIPO 地域事務所が設置されており、17 年に追加する 4 カ所の新設地域について議論予定

<10-5>国際機構の主要な IP 懸案について主導的・戦略的に対応 (特許庁、外交部)

- 地理的表示の保護、遺伝資源・伝統知識の出所開示など、WIPO の主要懸案についての議論、及び WIPO の運営過程への参加を拡大
- APEC と共同で「SME (中・小規模企業) 革新のための IP 事業化マニュアル」の開発及び活用を拡大

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・主要国間の共同審査拡大 (特許庁) - 特許審査ハイウェイの拡大及び中韓特許共同審査導入 - PCT 協力審査 (PCT-CS&E) 推進	○	○	○	○
・主要国特許庁間の審査官交流事業推進 (特許庁)	○	○	○	○
・韓国型 IP 行政サービスを拡散 (特許庁) - UAE への特許審査組織・法律コンサルティング事業推進 - イランへの IP 人材コンサルティング事業推進	○	○	○	○
・IP 国際機構を誘致、及びグローバル IP イニシアチブを主導 (特許庁、外交部) - WIPO 地域事務所の誘致を推進 - 国際機構及び地域協力体の知財権 이슈ーについて議論、及び対応	○	○	○	○

推進背景

- 「名古屋議定書」の発効（14.10）により、生物・遺伝資源に対する国家の所有権が認定された
- 海外の生物資源に対する接近規制の強化、輸入単価の上昇などに伴い、韓国の生物産業界に追加費用の発生が予想される
 - * 14年の韓国国内バイオ市場の規模（約9兆3千億ウォン）を基準に、利益共有比率が1～5%である場合、約3千億～5千億ウォンの追加費用発生が推定される（15年、KEI）
- ☞ 生物・遺伝資源に対する主権を確保するため、朝鮮半島に自生する生物資源を持続的に増やし、国家レベルで体系的に管理することが必要

細部推進計画

- <11-1> 生物・遺伝資源の発掘及び保存・管理体系を標準化（環境部、農食品部）
 - 国家生物種目録に生物種を追加（*）し、国内で分離された家畜伝染病病原体の寄託を推進するなど、生物・遺伝資源の体系的収集と情報管理を推進
 - * 17年に新たな生物種の追加（1,600種）を通して48,603種（累計）の目録を作成
 - 有用な自生生物の発掘を促進するために、大量発掘が可能な分類群（*）、発掘がまれな分類群（**）を中心に集中投資
 - * 原核生物、昆虫、無脊椎動物、** 菌・地衣類、昆虫
 - 標準化された生物資源情報サービスの提供、及び生物標本レンタルサービスの運営などを支援
 - 寄託・分譲システムの利便性を高めるべく国家動物防疫統合システム（KAHIS）を改善、獣医遺伝資源銀行（KVCC）との連携を強化

- <11-2> 生物・遺伝資源の保全・活用のために国内外での協力を強化（環境部、農食品部）
 - 東南アジア諸国など（7カ国）と生物多様性共同調査（*）を推進するなど、生物資源が豊かな国と協力し、利益共有基盤を構築
 - * 野生生物600種及び生物標本4千点を発掘・確保
 - 需要者中心の産業化を支援するため、「生物資源の産学研協議体」（17年、24の機関）運営を活性化
 - ※ 国内外の生物産業の動向を把握、産業界への意見聴取を通して疎通、有用な研究課題の発掘及び共同研究などを推進
 - 国内外の生物多様性情報保有機関（アメリカ iDigBio、特許庁など）との情報連携を拡大

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・生物資源の戦略的発掘及び保存管理の標準化を推進 (環境部、農食品部) - 国家生物種目録の作成 (自生生物の調査・発掘事業) - 国家生物種確認標本システム構築 - 獣医遺伝資源の収集・保存 - KAHIS の改善 - 生物資源情報の構築及び開放 ・DNA バーコードシステム構築 ・生物資源関連情報の統合・連係 	○		○	○
<ul style="list-style-type: none"> - 国家生物種確認標本システム構築 - 獣医遺伝資源の収集・保存 - KAHIS の改善 - 生物資源情報の構築及び開放 ・DNA バーコードシステム構築 ・生物資源関連情報の統合・連係 	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> - 獣医遺伝資源の収集・保存 - KAHIS の改善 - 生物資源情報の構築及び開放 ・DNA バーコードシステム構築 ・生物資源関連情報の統合・連係 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> - KAHIS の改善 - 生物資源情報の構築及び開放 ・DNA バーコードシステム構築 ・生物資源関連情報の統合・連係 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> - 生物資源情報の構築及び開放 ・DNA バーコードシステム構築 ・生物資源関連情報の統合・連係 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・生物資源に関する国内外での協力及び対応を強化 (環境部、農食品部) ・生物資源の産学研協議体運営 ・生物多様性情報保有機関との情報連携、生物多様性共同調査の実施など国際協力を強化 				
<ul style="list-style-type: none"> ・生物資源の産学研協議体運営 ・生物多様性情報保有機関との情報連携、生物多様性共同調査の実施など国際協力を強化 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性情報保有機関との情報連携、生物多様性共同調査の実施など国際協力を強化 	○	○	○	○

戦略 4. デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化

12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備

推進背景

- デジタル技術の発展によりコンテンツの流通・保護環境が急激に変化し、オンラインでの著作権侵害問題が主要イシューとして台頭（＊）
 - ＊ オンライン侵害が合法市場侵害規模全体の 82% である約 1.9 兆ウォンを占める（15 年時点）
- 特に、迅速な対応が難しい海外での著作権侵害、及び反復的侵害・大量侵害（最初の流布、反復的侵害、ヘビーアップローダーなど）の形態が増加傾向
- 人工知能、ビッグデータなどの知能型技術を活用し、著作権侵害への総合的・先制的な対応体系の構築が必要
- 信託管理団体による過度な権限行使（＊）などで縮小された創作者の権利を保護し、権利者に正当な代価が還元される健全なエコシステム造成を要求
 - ＊ 裁量で受託を拒否する、著作権料によって発生した利子を権利者に分配しないなどの事例（団体運営費などに使用）

細部推進計画

- <12-1> デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築・運営（文体部）
 - デジタルコンテンツの著作権に対する「24 時間集中監視」システムを運営し、リアルタイムでの侵害対応力を強化
 - 現行は日中の監視が中心⇒監視が不十分な時間帯（深夜、早朝）のモニタリングを強化
 - 違法複製物追跡管理システム（ICOP）の運営対象を拡大（＊）
 - ＊（現行）ウェブハード⇒（17 年）モバイルウェブハード、トレント、ストリーミング・リンクサイト
 - 違法複製物に対する処分執行を強化
 - ※ 対面審議及び審議・是正勧告件数の拡大など審議・是正勧告制度を改善
 - キラーコンテンツへの緊急対応（認知-早期警報-措置）システムを稼働
 - 新しいタイプの違法複製物流通に対応するために、知能型情報技術を活用した映像物保護技術の研究及びテストシステムの開発を推進
 - 違法複製物の流通に対する初期対応力向上のために緊急審議制を導入
- <12-2> 官民協力型海外著作権保護体系を構築（文体部）
 - 「著作権海外振興協会（＊）（17 年 3 月～）」とともに官民協力事業を推進し、海外著作権保護の実効性を向上

- *放送・映画、音楽、漫画・ウェブ漫画など 15 の企業及び協会・団体が参加
- 韓流コンテンツへの侵害に対応するため、現地の韓国企業や関連機関（*）と情報を共有し、協力ネットワークを構築・運営
 - *在外公館、KOTRA、韓国文化院、現地のコンテンツ振興院・映画振興委員会事務所など
- 海外著作権センターを通してキラーコンテンツの重点保護監視対象プラットフォームを拡大（*）
 - *（現行）オンライン→（改善後）OTT（インターネット TV）などの新規プラットフォームを含む

<12-3> 著作権保護のための国際協力を強化（文体部）

- 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（*）、日中韓 FTA など、既に韓流が進出している国との交渉において高い著作権保護規範の導入を推進
 - *ASEAN、韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、インドなど 16 カ国が参加
- 韓国の権利者保護を強化するために、中韓 FTA、韓・ベトナム FTA など、既に発効中の FTA について徹底した履行点検を実施
- 韓流進出国と著作権に関する協力 MOU を締結、及び著作権フォーラム（*）を開催するなど、国際的な著作権保護に関する協力・交流を拡大
 - *中国、日本、タイ、ベトナム、フィリピンなど

<12-4> 創作者の権益保護のための補償体系を整備（文体部）

- 音楽・映像物再生時の使用料（補償金）納付対象（*）を拡大（施行令を改正）する一方で、零細事業者の負担と市場に与える衝撃を緩和するための方策（**）の準備を並行して推進
 - *現在は大型マート、デパート、ホテル、スキー場など 22 業種の大型営業所が対象
 - **零細事業者保護のための使用料免除及び適正な著作権料基準の設定など
- 現行のパッケージ商品（*）及び複合商品（**）に対する音源伝送使用料割引率について合理的な改善策を準備
 - *ダウンロードパッケージ（30 曲 50%～65 曲 65%）、
 - **ストリーミング（50%）+ダウンロード複合型商品

<12-5> 権利者の得る恩恵を拡大するために著作権料の公的管理を強化（文体部）

- 信託管理団体の裁量による受託及び利用許諾拒否の禁止（*）を推進
 - *信託管理団体が正当な理由なく権利者の信託を拒否できないよう義務化
- 著作権料から生じる利子の用途を改善（団体運営経費→創作者の利益）、信託範囲の選択権拡大（*）などを推進

*権利者の信託範囲選択分野を持分ごと、曲ごとにまで拡大可能なよう団体別信託契約約款の改正を促進

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル著作権保護のための総合対応体系構築（文体部） - オンライン常時侵害監視システム運営 - 知能型情報技術を活用した映像物保護技術を研究 - 違法複製物追跡管理システム（ICOP）の運営高度化 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・官民協力型の海外著作権保護体系構築（文体部） - 海外著作権保護のための民間協議体を本格運営 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権保護のための国際協力を強化（文体部） - FTA 交渉及び履行の点検を推進 - 二国間・多国間の政府間著作権協力体系を強化 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・創作者の権利保護のための補償体系整備（文体部） - 音楽映像物関連使用料など制度改善を推進 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権料の公的管理強化（文体部） - 信託管理団体の過度な権利行使の制限を推進 		○		

推進背景

- 超連結社会の到来によりオンラインでの著作物利用が普遍化したが、関連情報（*）は分散していて利用に制約がある
- オンライン上の著作権情報を統合提供することによって著作物利用の利便性を向上する必要がある
 - *信託管理団体・代理仲介業者の情報、著作権登録の現況、個人・団体の著作物提出情報など
- コンテンツ市場の登場により「自由に利用できる著作物」に対する需要は増えている反面、提供される著作物に関する情報は不足
- コンテンツ企業において活用度が高い著作物を中心に拡充が必要
 - ※文化コンテンツ企業で需要が高い著作物は、キャラクター、OST、フォント、イラストの順（16年著作権委）

細部推進計画

- <13-1> 著作物利用のワンストップサービス提供を推進（文体部）
 - デジタル著作権取引所を通して分散した著作権 DB を統合・連携する総合情報網（*）の構築に着手（17年第2四半期～）
 - *著作権登録の有無、個人間取引の可否、権利移動の内容、情報更新日などの情報を総合提供
 - 個人間のオンライン著作権取引のための「自主契約サービス」導入を検討
 - 個人創作者及び中小企業がオンライン上で直接著作権契約を締結するためのテストモデルの開発を推進

- <13-2> 自由利用（公共、共有）著作物の拡充及び利用活性化（文体部）
 - 活用度が高い高品質な著作物（3D、2D、VR、AR など）を中心に、自由利用が可能な公共著作物の拡充を推進
 - ヨーロッパナ（EU の電子図書館）をはじめとした海外サイトの情報を連携提供し、海外の自由利用著作物へのアクセシビリティを強化

- <13-3> 著作物に関する標準契約書の制定・活用を拡大（文体部）
 - 映画、放送、アニメーションなど分野別に細分化された「標準契約書」の開発・普及を推進
 - まず「放送作家標準契約書」（*）の制定を推進（上半期）し、活用・広報を強化
 - *放送作家の放送原稿執筆に関する放送局・製作会社と作家間の権利・義務関係を規定

- サイバー放送アカデミー教育課程の開設、製作会社・放送スタッフなど対象別に説明会を開催、関連協会・団体に持続的な標準契約書の活用を要請するなど

<13-4> 著作物流通・管理の効率性・透明性を向上（文体部）

○音楽分野の4権利団体ごとに個別徴収してきた公演著作権料の統合徴収を実施（17年4月～）

○信託管理団体と放送局の共同で正確な音楽使用履歴を把握できるシステムの構築を推進

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・著作物利用のワンストップサービス提供を推進（文体部） - 分散している著作権DBを統合・連携した総合情報ネットワークを構築 - 個人間オンライン著作権取引のための自主契約サービス導入を検討 		○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・自由利用（公共、共有）著作物の拡充及び利用を活性化（文体部） - 民間需要が高い自由利用著作物を拡充 - 海外の自由利用著作物へのアクセシビリティ強化 	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
<ul style="list-style-type: none"> ・著作物に関する標準契約書を制定・普及（文体部） - 放送分野の標準契約書を制定・活用・広報強化 	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・著作物流通・管理の効率性・透明性を向上（文体部） - 音楽分野の公演著作権料の統合徴収 		○	○	○

推進背景

- 韓流コンテンツの輸出市場はアジア圏に偏っており、輸出を拡大するためには新興市場の開拓が必要
 - *コンテンツ輸出の国家別規模と割合（14年）：日本 16.0 億ドル（31.2%）、中国 13.4 億ドル（26.2%）、東南アジア 9.6 億ドル（18.7%）の順
- 韓流コンテンツの拡散により、海外における著作権侵害地域と被害規模が拡大しているものの、現地での著作権侵害については対応が不十分
- 海外著作権センター（*）が東南アジアに偏っており、センターがない国での現地著作権に関する情報、登録・流通・契約・マーケティングなどの支援が不十分
 - *4カ所を運営：中国の北京（06年）、タイのバンコク（07年）、フィリピンのマニラ（11年）、ベトナムのハノイ（12年）

細部推進計画

- <14-1>韓流コンテンツ輸出国家多角化のための基盤づくり（文体部）
 - 輸出有望市場であるブラジル、サンパウロ（中米）、UAE アブダビ（中東・アフリカ）などの地域に市場調査・企業支援のための専門人材を配置
 - 韓・イラン文化技術フォーラム（次官級、17年8月）、EU・韓文化協力委員会（17年3月）など政府間交流・協力を強化
- <14-2>海外著作権支援拠点センターの機能を強化（文体部）
 - コンテンツの海外進出戦略に合わせて「海外著作権センター」整備案（*）を策定（上半期～）
 - *（現行）中国・東南アジア→（改善後）中国・東南アジア、北米・ヨーロッパ（成長市場）、中南米・中東（新興市場）
 - 海外著作権センターを通して韓流コンテンツの海外進出をパッケージ化（*）・支援し、現地の韓流コンテンツ侵害に対する監視機能を強化
 - *現地で著作権登録⇒現地の流通社と契約⇒侵害時の救済・訴訟など
 - キラーコンテンツ保護のために中国現地のモニタリング人員を増員してモニタリング範囲を拡大（*）し、中国の関連機関に韓国コンテンツ侵害対応のための専門担当人材を配置
 - *（現行）オンラインサイト⇒（拡大後）主要 SNS を含む
- <14-3>韓流コンテンツの海外拡散を支援（文体部）
 - 現地のコンテンツ企業を支援する地域別（*）ワンストップビジネスセンターの構築・運

営活性化

*中国、北京、日本、東京、インドネシア、ジャカルタ、アメリカ LA、英国、ロンドン、
ブラジル、サンパウロ、UAE アブダビ

- スマートオフィス、コンサルティング、マーケティング及び諮問、通訳、展示空間の
提供など

○韓流博覧会（*）、海外進出相談センターの運営、及び韓流コミュニティの支援など現地
マーケティング支援も拡大

*K-pop 公演とコンベンション、販促、及び Biz マッチングを結合した韓流-産業連携
総合イベント

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・韓流コンテンツ輸出国多角化のための基盤づくり (文体部) - 政府間協力チャネルの構築・運営 	○		○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・海外著作権支援拠点センターの機能強化 (文体部) - 海外著作権センターの整備策研究 		○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・韓流コンテンツの拡散促進 (文体部) - 海外著作権の合法的流通総合支援を推進 - 海外ビジネスセンターの設置・運営、及びコーディネーターの配置 - 海外進出相談センターの運営 - 韓流博覧会の開催及び韓流コミュニティの活動を支援 	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

推進背景

- 第4次産業革命時代の到来により、著作物（コンテンツ）の創出と流通エコシステムが急変している
- 人工知能を基盤とした SW、ビッグデータ、ホログラムなど、次世代コンテンツを創出するための核心源泉技術の確保が求められる
- コンテンツ産業は成長可能性が高い一方、大規模な製作費用が伴うため失敗のリスクを軽減できるコンテンツの価値評価、及び金融支援が必須
 - *コンテンツ中小企業の資金調達の源泉は創業者個人の資金というケースが最も多く（40.9%）、借入申請が困難な理由としては担保不在が最も多い（35.2%）（中小企業中央会、11年）

細部推進計画

- <15-1>バーチャルリアリティ（VR）、拡張現実（AR）など先導コンテンツの発掘・製作を支援（文体部）
 - AR、VRなど新技術を基盤とした先導コンテンツ発掘・育成のための「New コンテンツファンド（仮称）」（17年：200億ウォン規模、政府出資100億ウォン）の造成を推進
 - VR、ARゲーム及びテーマパーク、実感型の展示・公演など、未来の有望な文化技術に対するR&Dへの投資を拡大
 - VRの初期市場開拓のために公共部門（政府・地方自治体・公共文化施設など）で活用可能なVRコンテンツ（*）の製作を支援
 - *韓国伝統婚礼のVR体験コンテンツ、有名観光地のVRコンテンツ、景福宮のVR体験コンテンツなど
 - 国内主要拠点にVR体験ゾーン（*）を設け（2～3カ所、17年末）、国民には体験機会を、企業にはコンテンツの広報機会を提供
 - *観光VR体験館、文化遺産VR体験館、都心型VR体験館
- <15-2>コンテンツの価値評価制度活性化を推進（文体部）
 - 価値評価対象分野の拡大（（16年）ゲーム・映画→（17年）放送・アニメ）
 - 16年に設立された「コンテンツ価値評価ファンド」（*）を本格的に運営して民間金融機関との業務協力の拡大を推進
 - *コンテンツの価値評価を受けたプロジェクト及び企業を対象に投資（201億ウォン規模）
- <15-3>文化産業完成保証（*）の新規拡大（文体部）
 - *映画などの既に完成したコンテンツを担保にして、事前に投資・融資を受けられる

制度

- 国庫拠出・金融機関との協約を通して新規供給規模を拡充（17年に910億ウオンの新規保証を推進、前年比22%↑）
- 零細企業及び製作初期にあるコンテンツの発掘を活性化させるため、保証の50%以上をスタートアップに支援

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルリアリティ（VR）など先導コンテンツの発掘・製作を支援（文体部） - 「New コンテンツファンド」造成を推進 - バーチャルリアリティコンテンツの製作を支援 - 未来の有望な文化技術へのR&D投資を拡大 - VR体験ゾーンを設置 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの価値評価制度を活性化（文体部、金融委） - コンテンツの価値評価制度対象分野の拡大及び改善 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・文化産業完成保証の新規拡大（文体部） 	○	○	○	○

戦略 5. IP エコシステムの基盤強化

16 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備

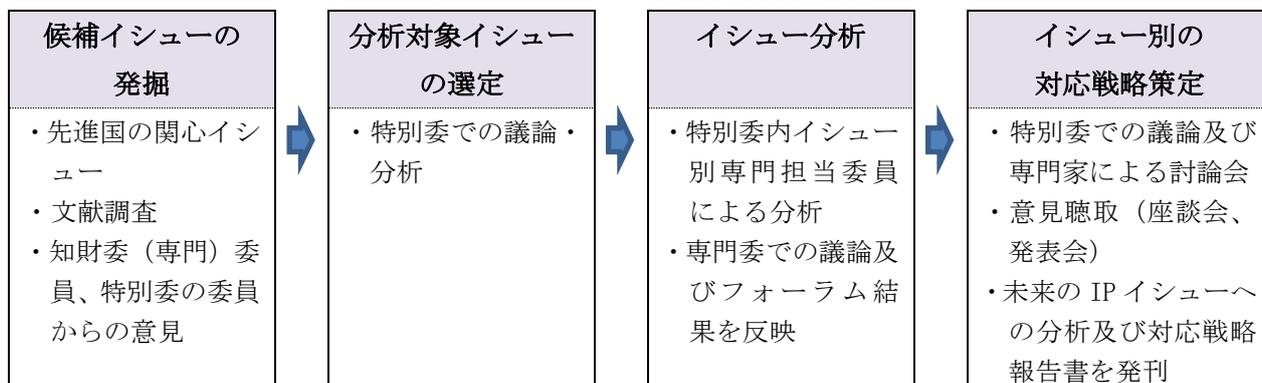
推進背景

- 日本（*）など主要国で第 4 次産業革命に備えた知財権制度の改善研究が本格化しており、韓国でも議論がスタート
 - *人工知能による創作物、3D プリンティングなどの活用にあたり、法的な問題について検討（16 年 4 月）
- 人工知能など、新技術が生み出す知財の権利保護など、未来の IP イシューに対する分析と国家的対応が必要な時期に来ている
- SW 市場、及び流通・取引形態の急変に伴い、現行の SW 知財権保護体系では十分な保護が困難な現実がある
- 世界の SW 市場における「オープンソース SW」に合致する正しいライセンス活用文化の定着及び紛争解決のための支援体系構築が急がれる

細部推進計画

- <16-1> 未来に対応した IP イシューの発掘及び対応戦略の策定（知財委）
- 国家知識財産委員会の傘下に「次世代特別専門委員会（特別委）」を設置
- 特別委を中心に第 4 次産業革命時代に台頭する IP イシュー（*）を発掘し、その意味と IP 制度及び科学技術分野に及ぼす影響を分析（8 月）
 - *（例）AI による創作物の権利認定問題、デジタル・ネットワーク時代にふさわしい著作権などの法制度に関する問題など
- 特別委での議論及び専門家の討論を経てイシュー別に科学技術的側面、及び法・制度的側面において対応戦略を策定（10 月）
- 対応戦略に基づき、関係部処で「未来の IP イシュー対応計画」を策定（12 月）

<未来の IP イシューへの分析及び対応戦略策定プロセス>



<16-2>新技術関連 IP イシューに対応した IP 制度の整備を検討（文体部、特許庁）

- デジタル時代に合う著作権法体系へと改善するため、「著作権未来戦略研究班」を運営→著作権法の改正案づくり（18年）
- 人工知能、ビッグデータなど、主要新技術の登場による著作物の創作・利用・流通環境の変化とこれに伴う著作権イシューの分析、及び制度改善方向などを検討
- 中長期的な IP 制度発展策づくりのために国内外の知的財産政策動向の研究（*）を推進
 - *（例）技術及び環境変化に伴う知的財産制度の改善法案：第4次産業革命を中心に

<16-3>新技術関連 IP イシューに対する国際的議論に参加（特許庁）

- 人工知能など新技術に関わる知財権イシューに関係する産業界・学界などや、セミナー、国際カンファレンスを開催するなど国際議論に参加
 - ※ IP5 の国々は人工知能・モノのインターネットなど、最近台頭している技術への対応策づくりのために協力・摸索することで合意（16年6月）

<16-4> SW 知財権保護体系を改善（文体部、特許庁）

- SW 知財権保護の先進化策づくりのために SW 法的保護体系を研究・検討
 - 特許技術が含まれる SW のオンライン転送問題についても検討
- 日本などの主要国と SW 関連特許審査基準についての議論チャンネルを構築し、審査基準の国際的一貫性向上を推進

<16-5>オープンソース SW の活用基盤を構築（文体部）

- オープンソース SW のライセンス検査道具と総合情報システムの高度化を推進
- 国内の中・小 SW 企業・開発者、及び法曹人などを対象にオープンソース SW ライセンスに対する認識向上のためのコンサルティングを拡大、及び専門教育課程を運営

<16-6> SW 紛争の解決支援体系を強化（文体部）

- SW 鑑定公正性及び明確性を確保するために SW 鑑定専門委員会を設置
 - SW 鑑定評価学会間の連携を強化
- 地方にいる SW 紛争の当事者の利便性を高めるためにオンライン紛争調停システム、及び地方巡回調停部の運営を支援

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来に対応した IP イシューの発掘及び戦略策定を強化（知財委） - 「未来の IP イシューへの分析及び対応戦略」策定 - 次世代特別委員会の設置・運営 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術関連 IP イシューに対応した IP 制度の整備を検討（文体部、特許庁） 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ SW 知財権保護体系を改善（特許庁、文体部） - SW 知財権先進化策の研究 - SW 関連審査基準の国際調和を推進 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンソース SW の活用基盤を構築（文体部） 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ SW 紛争解決支援体系を強化（文体部） - SW 著作物の鑑定及び紛争調停制度を運営 	○	○	○	○

推進背景

- 韓国の場合、IPの量的成長に比べて特許審査の信頼度（*）が低いとの指摘がある
 - *特許品質レベル：ヨーロッパ＞日本＞アメリカ＞韓国・中国
- 法院と審判員間の特許無効判定についての異なる（*）結論や紛争の長期化は権利の不安定さを増大させ、企業経営に制約をもたらす
 - *特許審判に対する特許法院の審決取消率が11年の22.6%から15年は25.3%に増加

細部推進計画

- <17-1>審査品質向上のための人的・物的基盤を拡充（特許庁）
 - 審査人材を段階的に増員し、審査官1人当たりの処理件数をアメリカ、日本などの先進国水準にまで適正化
 - *審査官1人当たりの処理件数：(15年) 221件→(16年) 217件→(17年) 200件→(18年) 190件
 - 特許審査人材配置の自主性確保を推進（関係部処での議論など）
 - ミスのない審査を支援するための検索・審査サービスの提供を拡大
 - ハイブリッド検索の提供（*）を通して先行技術検索の正確度を向上
 - *キーワード検索と類似文書検索技術を組み合わせた新しい検索方法の発掘及び提供
 - ハングルで検索できる海外特許文献の範囲を拡大（*）
 - *（現行）日本の特許文献→（改善後）英語圏の国々の特許文献にまで拡大
 - 中・韓機械翻訳辞典の充実化（32万件）を通して高品質な翻訳サービスを提供し、審査官の外国語能力向上のために独自の語学講座を開設及び運営
- <17-2>審査官・産業現場の専門家・調査員間の疎通型審査協力を強化（特許庁）
 - 人工知能、モノのインターネットなど融合・複合技術の場合、専門分野が異なる審査官の間での協議審査を活性化
 - 産業現場の専門家との疎通を通して、現場の技術資料や業界の実情などの審査への活用を促進
 - 先行技術調査員が審査官と対面して先行技術と登録可否に関する検討意見を提示する審査協力型先行技術調査を拡大
 - *調査全体における審査協力型調査の割合（%）：(15年) 30 → (16年) 60 → (17年) 70

- <17-3>審判官の専門性向上を促進し、国民向け審判サービスの向上を支援（特許庁）
 - 審判官1人当たりの処理件数を主要先進国水準にまで適正化するため、審判人材の増員を

推進

※特許審判官 1 人当たりの処理件数 (15 年) : (韓) 82、(日) 35、(米) 52、(ヨーロッパ)

16

- 特許法院から審決が取り消された件に対して、四半期ごとに類型別、争点別に原因を分析・共有して審判品質の向上に活用
- 新人審判官と経歴豊富な審判官をマッチングさせてマンツーマン専門担当教育と審判官の経歴に合わせた法律・技術に関する職務教育を実施
- 無効審判、拒絶決定不服審判などでの争点を効率よく整理し、透明・公正な審理のための口述審理、事件説明会の開催を拡大
- 顧客の不便を解消するための「遠隔映像口述審理システム」の運営を活性化
 ※映像口述審理の開催件数 : (14 年) 105 件 → (15 年) 189 件 → (16 年) 248 件

<17-4>特許紛争の予防・解決のために訴訟・審判体系を改善 (特許庁)

- 紛争を予防するために誰もが登録特許の検証を要請可能で、それを迅速に判断する「特許取消申請制度」を導入
- 特許侵害紛争時における損害賠償額算定ガイドラインづくりを推進
- 審判結果が紛争の解決に実質的に活用されるよう、侵害などの関連審判事件は 3 カ月内に処理する迅速審判制度を持続的に管理
 ※迅速審判ファーストトラックの導入 (15 年 11 月) 以後、平均処理期間 (86 日)
- 民事法院の知財権侵害事件に対し、法院・審判員間での訴訟提起の通知及び審判情報共有を活性化
 ※法院の訴訟提起通知件数 : (14 年) 121 件 → (15 年) 175 件 → (16 年) 301 件

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・審査品質向上のための人的・物的基盤を拡充 (特許庁) - 審査人材増員についての要求及び協議を実施 - ミスのない審査を支援するために検索/審査システムサービスの提供を拡大 - 中・韓機械翻訳辞典を充実化	○	○	○	○
・疎通を通じた審査協力強化 (特許庁) - 審査官及び産業現場の専門家などによる相互協議審査を活性化 - 審査協力型先行技術調査を拡大	○	○	○	○
・審判官の専門性向上を促進し、国民向け審判サービス				

の向上を支援（特許庁）				
- 審判人材増員についての要求及び協議を実施		○	○	
- 審判官の専門性向上教育を強化	○	○	○	○
- 遠隔映像口述審理システムの運営を活性化	○	○	○	○
・特許紛争の訴訟審判体系を改善（特許庁）				
- 迅速な審判制度を持続的に管理	○	○	○	○
- 法院・審判員間の情報共有を活性化	○	○	○	○

推進背景

- IP サービス業は良質の雇用と高付加価値を生み出す新たな原動力であるにも関わらず、まだ韓国の国内市場は劣悪
- 民間 IP サービス企業の多くが零細（＊）で、公共主導で IP サービス市場が形成されてきた
 - *年間売上額 5 億ウォン未満の企業が全体の 73.2%
- IP サービス業の持続的な成長を牽引する専門人材と資金も不足
 - ※知的財産サービス企業 1 社の平均売上額は 8.5 億ウォン、平均従事者数は 22 人（13 年時点）
- ⇒IP サービスの専門人材を体系的に養成し、税及び金融面での支援などを通して民間中心の IP サービス産業のエコシステム構築が必要

細部推進計画

- <18-1> 民間の IP 評価能力向上を支援（特許庁）
 - 公共機関中心の IP 価値評価機関を民間に拡大
 - 政府価値評価機関との間で協議会を設け、評価ノウハウを共有、及び拡散
 - ID（＊）社の運営を政府の拠出から民間ファンドの投資誘致に切替え、IP 訴訟・交渉、取引、ライセンスなどの事業構造を改編
 - * Intellectual Discovery : 海外の特許攻勢から韓国国内企業を保護し、知的財産ビジネスを活性化するために官民合同出資の形で設立（10 年 7 月）された特許管理の専門会社
- <18-2> IP サービスの専門人材・インフラ支援を強化（特許庁）
 - 若い IP サービス企業に「特許分析評価システム DB」を開放
 - サービス企業の採用につながる教育及び IP 情報検索士・翻訳者などの民間資格制度運営を通して優秀な知財サービス人材の確保を支援
- <18-3> IP サービス業への投資拡大を支援（特許庁）
 - スタートアップ投資、IP プロジェクト投資など IP サービス業育成のための投資ファンドを造成・支援
 - 海外の有名展示会に広報ブースを設置し、通訳支援などを通して IP サービス業者の海外市場への販路開拓機会を拡大（＊）
 - *（16 年）中国、日本→（17 年）中国、日本、アメリカ、ベトナムなど

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間 IP 評価能力の向上を支援（特許庁） - 金融機関・民間機関を中心に評価機関を拡大 - ID 社の運営構造及び事業構造改革 			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP サービスの専門人材・インフラを支援（特許庁） - サービス企業の採用につながる教育、及び民間資格制度の運営 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP サービス業への投資拡大を支援（特許庁） - IP サービス投資ファンドの造成及び投資説明会開催 - 海外市場への販路開拓機会を拡大 	○	○	○	○

推進背景

□韓国国内の IP 専門人材及びインフラの水準は先進国に比べて低い

※韓国の知財インフラ競争力の診断結果は、OECD 32 カ国中 17 位 (STEPI、14 年)

○政府、特に地方自治体の IP 支援専門人材が不足しており、専門担当支援組織体系も不十分

※地域に合計 29 の IP 専門支援組織 (センター) があるが、それぞれ異なる機関 (大韓商工会議所、TP、発明振興会など) に属しており、専門人材も不足

細部推進計画

<19-1> 地域の IP 専門人材とインフラ拡充を支援 (特許庁、地方自治体)

○知財教育ハブとなる地方自治体を拡大 (江原・大田の 2 カ所→1 カ所を追加)

- IP-NCS (National Competency Standards) (*) を基盤とした教育課程の運営など
地域 IP 人材の養成支援を強化

* 産業の現場で知財関連職務の遂行に要求される知識・技術・態度などを水準別に体系化

○「地域知識財産政策協議会 (*)」、地域での知財関連行事など中央・地方間、地域内の産学研間の疎通及び交流を拡大

* 特許庁、知財委、17 の広域地方自治体などが参加して知財に関する政策方向を共有

<19-2> 小中高校生を対象に発明・特許教育を強化 (特許庁、教育部)

○発明教育の体系的な推進のために「発明教育活性化支援法」制定を支援し、発明教育センターの現代化及び追加設置を推進

○高等学校の「知的財産一般」科目新設を促進するために市・道の教育庁などと協力して教員研修及び広報を実施

* 教科書の執筆 (～17 年 2 月) →教科書の審議及び修正 (17 年 9 月) →科目開設 (18 年 2 月) →施行 (18 年 3 月～)

<19-3> 大学 (院) の知財教育基盤を拡充 (特許庁、教育部)

○知財教育先導大学に「知識財産教育認証トラック (*)」を導入

* 一定の単位以上の知財教育科目を履修すれば卒業証書などに明示する、あるいは証明書を授与

○知的財産複数学位制の新設・運営 (2 校) を推進

○大学との業務協力を通して知的財産学の単位銀行制を拡大し、実務中心の単位銀行制対象科目を追加

<19-4>新品種の開発及び伝統産業の育成を支援（特許庁、地方自治体）

○地域固有の資源（*）の復元、地域の特性を生かした新品種（**）の開発など、地域別資源の保存及び固有品種の育成への支援を強化

* 地域固有の魚種、地域固有の農作物など、

**（例）米、芝、バラ・菊などの園芸作物（京畿道）、機能性緑茶、暖地果樹類など（全羅南道）、パプリカ、スイカなど（全羅北道）

○地域特産品など伝統資源のブランド化（*）（地理的標章）を促進し、地域の伝統市場ブランドの開発などを支援

*（例）地域特産品生産・加工メーカー、伝統産業関連企業などの地理的表示の権利化、及び初期事業化などを支援（釜山）

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・地域の IP 専門人材とインフラ拡充を支援（特許庁、地方自治体） - 知財教育ハブとなる地方自治体の拡大など	○	○	○	○
・小中高校生を対象に発明・特許教育強化（特許庁） - 発明教育センターの運営支援及び現代化	○	○	○	○
・大学（院）の知財教育基盤を拡充（特許庁、教育部） - 知財複数学位制の新設・運営	○	○	○	○
・新品種の開発及び伝統産業の育成支援（特許庁、地方自治体） - 地域に特化した新品種の開発支援	○	○	○	○

推進背景

- 国内の零細種子産業育成のために輸出及び輸入代替品種の開発など戦略的で長期的な R&D 投資が求められる
 - ※種苗業登録業者（987 社）のうち、従業員数が 10 人以上の業者は 23 カ所に過ぎない
- 国際的な新品種権利保護強化の傾向に歩調を合わせ、国内の非効率的な（*）品種保護制度を整備し、侵害紛争に備えた対応体系の構築が必要
 - *部処別に品種保護制度運営機関が分かれており、品種保護出願申請手続きが分散している

細部推進計画

- <20-1>新品種への研究開発投資を支援（未来部、農食品部、海水部、農業振興庁、山林庁）
 - ゴールデンシードプロジェクト（GSP）（*）の第二段階（17～21 年）着手に伴う品種開発及び輸出拡大を推進
 - *種苗強国に飛躍するための政府を挙げた種子開発 R&D プロジェクトとして食糧、野菜、園芸、水産、種畜の 5 つの事業団を構成し、2021 年までに輸出 2 億ドル達成を目標としている
 - 「遺伝子はさみ」などの新技術を活用した新品種技術開発を持続的に推進
- <20-2>民間の育種力強化を支援（農食品部、農業振興庁）
 - 民間育種研究団地（*）と農村振興庁、放射線育種研究センターをつないだ「種子三角ベルト」を中心に、種苗企業の研究力強化を促進
 - 研究団地内の種子産業振興センターを通して種苗企業の競争力ある品種開発と研究成果の産業化を支援
 - *民間業者の種子育成のために先端育種施設・装備、試験圃場など研究インフラを支援
- <20-3>植物新品種保護のためのグローバル協力を強化（農食品部、農業振興庁）
 - 国家間・地域間で品種保護審査における協力を推進し、国際交流を拡大して品種保護情報の収集及び国家間の連携を強化
 - 発展途上国に品種保護制度を定着させるために新品種審査技法の伝授（17 年 5 月）、アジアの発展途上国を対象に種子品質認証技術の伝授（17 年 7 月）など推進

<20-4> 品種保護申請手続きの簡素化、及び運営機関間の協力強化（農食品部、海水部など）

○ 品種の保護管理、利用者の利便性向上のために種子管理情報システムの高度化（*）を推進

* 電子出願及び国民への情報提供のための総合チャネル（Seednet）機能の拡大、出願審査資料の保管・利用効率化のための電子包袋システムの運営及び機能改善

○ 品種保護制度運営機関（農作物-山林-水産）間の審査官合同協議会運営など緊密な業務協力体系を確立

<20-5> 品種保護権紛争への対応力向上、及び紛争解決支援（農食品部、農業振興庁など）

○ 新たな品種識別分子マーカーを開発し、これを活用した流通品種 DNA Profile DB（ネギ、ブドウ）を構築

○ DNA 検定技術を活用し、品種の真偽性及び類似度の検証などを通して違法に流通している種子の取り締まり、及び種子紛争の解決を支援

主要推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品種への研究開発投資を継続（農食品部、海水部など） - ゴールデンシードプロジェクト（GSP）の第二段階（17～21年）を推進 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の育種力強化を支援（農食品部など） - 民間育種研究団地など事業化支援を強化 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物新品種保護のためのグローバル協力強化（農食品部など） - 品種保護審査技術／種苗産業専門家技術の研修 		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 品種保護申請手続きの簡素化（農食品部など） - 種子管理情報システムの高度化 	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 品種保護権紛争の解決を支援（農食品部など） - 品種識別分子マーカーの開発及び DNA Profile DB 構築 	○	○	○	○

Ⅲ 2017年度の財政投資計画

1 総投資計画

- 基本計画期間（17～21年）の予算（合計4兆7百億ウォン）のうち、2017年に6,429億ウォンを投資
- 5大戦略、20の核心課題に基づく82の細部課題を履行

2 重点投資分野

- 第4次産業革命時代に備えた新技術分野のIP戦略などへの支援を拡大
 - ※（核心課題2）新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用を強化（13.8%）
- 人材及び財源が不足している中小企業のIP競争力を強化
 - ※（核心課題6）中小企業のIP活動支援を強化（14.6%）
- VR、ARなど新技術を適用した新たなコンテンツの創出
 - ※（核心課題15）新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり（19.5%）

3 部処別投資規模

- 未来部（32.2%）、特許庁（24.7%）、文体部（22.4%）、産業部（9.2%）の順

＜部処別投資規模（単位：百万ウォン）＞

機関名	予算	機関名	予算
未来創造科学部	207,117	環境部	6,914
特許庁	158,723	保健福祉部	4,420
文化体育観光部	144,267	気象庁	3,431
産業通商資源部	59,047	山林庁	1,000
農林畜産食品部	32,662	関税庁	706
中小企業庁	8,872	公正取引委員会	604
農村振興庁	7,814	文化財庁	350
海洋水産部	6,960	-	-

(単位：百万ウォン、%)

5 大戦略		投資	比率
(戦略 1) 高品質 IP 創出及び事業化の活性化		177,462	28%
核心 課題	1. 知的財産戦略と R&D の連携を通じた優秀な IP 創出促進	24,583	3.8%
	2. 新技術分野 R&D への標準特許戦略の適用強化	88,701	13.8%
	3. 公共研究機関の先導的 IP 経営強化	4,793	0.7%
	4. IP・技術取引及び事業化促進	55,995	8.7%
	5. 民間中心の IP 金融高度化	3,390	0.5%
(戦略 2) 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化		100,170	16%
核心 課題	6. 中小企業の IP 活動支援強化	94,044	14.6%
	7. 中小企業のアイデア・技術保護強化	5,756	0.9%
	8. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築	370	0.1%
(戦略 3) グローバル市場における IP 活動への支援強化		57,010	9%
核心 課題	9. 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援	29,991	4.7%
	10. IP 国際協力の強化及びグローバルな地位の向上	2,840	0.4%
	11. 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応	24,179	3.8%
(戦略 4) デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化		158,649	25%
核心 課題	12. デジタルコンテンツの著作権保護体系整備	8,837	1.4%
	13. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化	5,448	0.8%
	14. 韓流コンテンツのグローバル進出支援	18,815	2.9%
	15. 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり	125,549	19.5%
(戦略 5) IP エコシステムの基盤強化		149,596	23%
核心 課題	16. 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備	2,283	0.4%
	17. 特許権の信頼性・安定性向上	65,636	10.2%
	18. IP サービス業の活性化支援	11,251	1.8%
	19. IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上	24,051	3.7%
	20. 植物新品種の開発活性化及び保護強化	46,375	7.2%
合計		642,887	100%

IV 今後の計画

- 同施行計画を関係部処及び地方自治体に通知して履行（3月）
- 同施行計画の推進実績を点検・評価（18年3月）

添付

細部課題ごとの所管部処

課題		主管部処 (協力)
戦略 1. 高品質 IP 創出及び事業化の活性化		
1. 知的財産戦略と R&D の連携を通じた優秀な IP 創出促進		
1-1.	「国家 IP 中期戦略」策定・推進	知財委
1-2.	R&D (応用・開発) 段階別の知的財産戦略を支援	未来部 (特許庁)
1-3.	大型 R&D 事業の IP 管理強化	未来部 (特許庁)
1-4.	IP-R&D 費用の安定的確保	未来部
2. 新技術分野 R&D への標準特許戦略の適用強化		
2-1.	「国家 IP 中期戦略」を通じた標準特許戦略を提示	知財委 (特許庁)
2-2.	R&D の全段階における R&D-特許-標準の連携を強化	未来部 (産業部) (特許庁)
2-3.	標準特許創出のためのインフラ拡充	特許庁 (未来部) (産業部)
2-4.	標準化に関する国内外活動の強化	未来部 (特許庁)
3. 公共研究機関の先導的 IP 経営強化		
3-1.	出損 (研) の IP 経営戦略導入・活用策の策定	未来部
3-2.	公共研究機関の特許出願前審査を強化	未来部 (特許庁)
3-3.	公共研究機関保有特許の管理を強化	未来部 (特許庁)
3-4.	出損 (研) TLO の専門性強化	未来部
4. IP・技術取引及び事業化促進		
4-1.	IP・技術取引活動のインセンティブを強化	産業部 特許庁
4-2.	需要・供給のマッチングによる IP 取引活性化	未来部 特許庁

	4-3. IP・技術の移転及び事業化後続支援の拡大	未来部 (産業部) (特許庁)
5. 民間中心の IP 金融高度化		
	5-1. IP 金融支援の拡大	特許庁 (金融委)
	5-2. 技術金融ファンドの拡大	金融委 (産業部)
	5-3. IP 金融と価値評価の連携を強化	金融委 (産業部 特許庁)
戦略 2. 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化		
6. 中小企業の IP 活動支援強化		
	6-1. IP ベースの起業・成長への支援を強化	特許庁
	6-2. 中小企業の IP 戦略支援を拡大	知財委 特許庁
	6-3. 標準特許強小企業の育成	未来部 特許庁
	6-4. 企業の需要に対応する IP-R&D 支援活動の強化	未来部 産業部 特許庁
	6-5. 「特許バウチャー制度」の導入を推進	特許庁
	6-6. 特許共済制度導入の基盤づくり	特許庁
7. 中小・ベンチャー企業のアイデア・技術保護強化		
	7-1. 未登録のアイデア・デザイン保護の強化	特許庁
	7-2. 不正競争行為などに対する行政・司法的救済の強化	特許庁
	7-3. 下請けとの取引時における中小企業の技術保護制度改善の推進	公取委
	7-4. 技術流用など、不公正行為に対する監視及び予防の強化	公取委 (中企庁)
	7-5. 事前紛争調停制度の利用を活性化	産業部 特許庁 中企庁
	7-6. 中小企業の技術流出紛争調停のための協業の強化	中企庁 (法務部)
8. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築		

	8-1. 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブの強化	特許庁
	8-2. 職務発明の対象となる知的財産の範囲の拡大	特許庁
	8-3. 職務発明承継手続きの簡素化	未来部 特許庁
	8-4. 職務発明利益配分訴訟制度の改善の推進	特許庁
	8-5. 職務発明に関するガイドライン作成・普及及び教育の拡大	特許庁
戦略3. グローバル市場における IP 活動への支援強化		
9. 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援		
	9-1. IP 紛争の予防・対応体系を強化	特許庁 (外交部 産業部 知財委)
	9-2. 現地商標・模倣品による侵害からの保護を強化	特許庁 (関税庁)
	9-3. 「グローバルヒット商品」創出のための IP 総合支援を強化	特許庁
10. IP 国際協力の強化及びグローバルな地位の向上		
	10-1. 審査品質向上のために主要国間共同審査を拡大	特許庁
	10-2. 特許制度の国際的調和に向けた協力を強化	特許庁
	10-3. 韓国型 IP 行政サービスを拡散	特許庁
	10-4. WIPO 地域事務所の韓国誘致を推進	特許庁 (外交部)
	10-5. 国際機構の主要な IP 懸案について主導的・戦略的に対応	特許庁 (外交部)
11. 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応		
	11-1. 生物・遺伝資源の発掘及び保存・管理体系を標準化	環境部 農食品部
	11-2. 生物・遺伝資源の保全・活用のために国内外での協力を強化	環境部 農食品部
戦略4. デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化		
12. デジタルコンテンツの著作権保護体系整備		
	12-1. デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築・運営	文体部
	12-2. 官民協力型海外著作権保護体系を構築	文体部
	12-3. 著作権保護のための国際協力を強化	文体部
	12-4. 創作者の権益保護のための補償体系を整備	文体部
	12-5. 権利者の得る恩恵を拡大するために著作権料の公的管理を強化	文体部

13. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化		
	13-1. 著作物利用のワンストップサービス提供を推進	文体部
	13-2. 自由利用（公共、共有）著作物の拡充及び利用活性化	文体部
	13-3. 著作物に関する標準契約書の制定・活用を拡大	文体部
	13-4. 著作物流通・管理の効率性・透明性を向上	文体部
14. 韓流コンテンツのグローバル進出支援		
	14-1. 韓流コンテンツ輸出国家多角化のための基盤づくり	文体部
	14-2. 海外著作権支援拠点センターの機能を強化	文体部
	14-3. 韓流コンテンツの海外拡散を支援	文体部
15. 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり		
	15-1. バーチャルリアリティ（VR）、拡張現実（AR）など先導コンテンツの発掘・製作を支援	文体部
	15-2. コンテンツの価値評価制度活性化を推進	文体部
	15-3. 文化産業完成保証の新規拡大	文体部
戦略5. IP エコシステムの基盤強化		
16. 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備		
	16-1. 未来に対応した IP イシューの発掘及び対応戦略の策定	知財委
	16-2. 新技術関連 IP イシューに対応した IP 制度の整備を検討	文体部 特許庁
	16-3. 新技術関連 IP イシューに対する国際的議論に参加	特許庁
	16-4. SW 知財権保護体系を改善	文体部 特許庁
	16-5. オープンソース SW の活用基盤を構築	文体部
	16-6. SW 紛争の解決支援体系を強化	文体部
17. 特許権の信頼性・安定性向上		
	17-1. 審査品質向上のための人的・物的基盤を拡充	特許庁
	17-2. 審査官・産業現場の専門家・調査員間の疎通型審査協力を強化	特許庁
	17-3. 審判官の専門性向上を促進し、国民向け審判サービスの向上を支援	特許庁
	17-4. 特許紛争の予防・解決のために訴訟・審判体系を改善	特許庁
18. IP サービス業の活性化支援		
	18-1. 民間の IP 評価能力向上を支援	特許庁
	18-2. IP サービスの専門人材・インフラ支援を強化	特許庁
	18-3. IP サービス業への投資拡大を支援	特許庁
19. IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上		

	19-1. 地域の IP 専門人材とインフラ拡充を支援	特許庁 地方自治体
	19-2. 小中高校生を対象に発明・特許教育を強化	特許庁 (教育部)
	19-3. 大学(院)の知財教育基盤を拡充	特許庁 (教育部)
	19-4. 新品種の開発及び伝統産業の育成を支援	特許庁 地方自治体
20. 植物新品種の開発活性化及び保護強化		
	20-1. 新品種への研究開発投資を支援	農食品部 海水部 農振庁 山林庁 (未来部)
	20-2. 民間の育種力強化を支援	農食品部 (農振庁)
	20-3. 植物新品種保護のためのグローバル協力を強化	農食品部 (農振庁 山林庁)
	20-4. 品種保護申請手続きの簡素化、及び運営機関間の協力強化	農食品部 (海水部 農振庁 山林庁)
	20-5. 品種保護権紛争への対応力向上、及び紛争解決支援	農食品部 (海水部 農振庁 山林庁)